

平成25年 9月 6日 開会

平成25年 9月25日 閉会

(定例第6回)

南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第69号

平成25年第6回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年8月20日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成25年9月6日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

青 砥 日出夫君

○応招しなかった議員

な し

平成25年 第6回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成25年9月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月6日 午前11時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第3号 平成24年度健全化判断比率について
- 日程第7 報告第4号 平成24年度資金不足比率について
- 日程第8 報告第5号 法人の経営状況について
- 日程第9 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第10 議案第57号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第58号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第59号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第61号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第62号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第63号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第64号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第65号 平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第66号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 議案第67号 平成24年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第68号 平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第69号 平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第70号 南部町行財政運営審議会条例の一部改正について
- 日程第24 議案第71号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第72号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第26 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第74号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第75号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第76号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第77号 平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第3号 平成24年度健全化判断比率について
- 日程第7 報告第4号 平成24年度資金不足比率について
- 日程第8 報告第5号 法人の経営状況について
- 日程第9 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第10 議案第57号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第58号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第59号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第61号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 議案第62号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第63号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第64号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第65号 平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第66号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第67号 平成24年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第68号 平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第69号 平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第70号 南部町行財政運営審議会条例の一部改正について
- 日程第24 議案第71号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第72号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第26 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第74号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第75号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第76号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第77号 平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 吉 原 賢 郎君
総務課長 ————— 加 藤 晃 君 財政室長 ————— 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ——— 矢 吹 隆 君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 畠 稔 明 君 町民生活課長 ——— 仲 田 磨理子君
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 — 福 田 範 史君
病院事務部長 ——— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ——— 伊 藤 真 君
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ——— 谷 田 英 之君 産業課長 ————— 仲 田 憲 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

○議長（青砥日出夫君） 開会前ではございますが、吉原賢郎病院事業管理者から御挨拶をしたい旨の申し出を受けております。御挨拶を賜りたいと思います。

では、吉原賢郎病院事業管理者、どうぞ。

病院事業管理者挨拶

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 7月5日付で西伯病院病院事業管理者に就任いたしました吉原賢郎でございます。どうぞよろしく願いいたします。西伯病院の基本理念でございます「地域の住民の皆さんへの安心の提供」を少しでも努めていきたいというふうに努力してまいりたいと思いますので、どうぞ皆さんの御指導と御協力をよろしく願いいたします。簡単ですけども。
(拍手)

議長挨拶

○議長（青砥日出夫君） 平成25年9月定例会の冒頭に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

朝晩秋の気配が感じられますものの、まだまだこれから残暑厳しき毎日でございます。ことしの夏も非常に猛暑であり、軒並み35度を超える猛暑日も多数ございました。町民の皆様もくれぐれも体調管理、健康管理に留意され、御自愛なされますことを御祈念申し上げるところであります。

7月15日には山陰地方は大雨となり、我が南部町にも大きな被害がありました。谷からの土石流により道路が寸断され、集落が孤立する事態が発生し、また床上浸水2戸、床下浸水5戸が発生し、さらに町の簡易水道施設も大きな被害を受け、給水車による応急給水という事態にもなりました。道路におきましては国道180号線では土砂崩れにより閉鎖になりました。改めて自然災害のすさまじさ、そして、常日ごろから私たちの備えについての大切さを肝に銘じたところでもあります。

外国との間においても、尖閣諸島、竹島問題の、解決の糸口も見出さない難しい問題もあります。7月21日には第23回参議院通常選挙が執行され、新たな日本についての体制が定まりました。いずれにしましても広い視野を持ち、日本にとって最も大切なことは何かを考えていただき、今後の日本のかじ取りをしていただくことを強く望みます。

本定例会におきましては、24年度決算認定が13件、補正予算案4件、条例改正等が3件、指定管理1件、合わせまして21件の付議案件について御審議をいただく予定になっています。

後ほど町長から議案の内容について説明がございますが、議会といたしましては町民の要望に応えるべく、提出されております諸議案に対しまして慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することを願ういたしまして、9月定例会における議長の開会の冒頭の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 9月定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、それぞれの議員活動を通じまして町政の進展と発展に御尽瘁をいただいております、まことにありがとうございます。

おかげさまで6月議会以降、本日まで町政は順調に推移をしておるということを御報告を申し上げておきたいと思っております。

この間発生をいたしましたちょっと大きな事件などがありましたので、御報告を申し上げます。6月の16日に原工業団地で鳥取ビブラコースティック工場内で接着剤の材料が燃えて壁や天井

を燃やしたという建物火災が発生をいたしました。幸いに消防団などの素早い消火活動によりまして、大事には至らずに終わっております。けが人もなかったということでございます。

7月15日には、時間雨量68ミリというようなゲリラ豪雨が南西地域に降りまして、大きな被害が発生をいたしました。9月中旬の災害査定に向けて現在準備を進めているところでございます。

1点、大変喜ばしい御報告を申し上げたいと思います。米子工業2年の古田直輝選手が、全国高校総合体育大会、インターハイでございますけれども、ボート競技で男子シングルスカルというのですが、見事全国優勝をなし遂げて喜びの御報告を受けております。南部町出身で、大変誇らしく思っております。

さて、この間でございますけれども、人口の推移がございます。やはり減少傾向に推移をいたしております。8月末、1万1,538人というぐあいに承知をいたしております。この間の出生数でございますけれども、19人、そしてお亡くなりになった方が38人ということでございます。それぞれの皆様の健やかな御成長と、お亡くなりになった皆様の御冥福を本議場を通じてお祈りを申し上げたいと思う次第であります。

本議会におきましては、平成24年度の一般会計歳入歳出決算の認定などのほか、補正予算の議案など、21議案の上程をいたすわけでございます。それぞれの議案につきまして、後ほど詳しく御説明を申し上げますけれども、町政の推進には、ぜひ御賛同いただき、御承認を賜りたいと思うわけでありまして、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

午前11時00分開会

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成25年第6回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

1番、白川立真君、2番、三鴨義文君。

日程第2 会期の決定

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、20日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、20日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 行政報告

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告を受けます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を行います。

西部町村会では、8月6日から8日の間、熊本県御船町役場及び佐賀県武雄市役所に行政調査を行いました。概要を御報告を申し上げます。

御船町は熊本市の東南16キロに位置し、面積99平方キロ、人口約1万8,000人ですが、昭和54年に恐竜の化石が発見されたことから恐竜の里づくりを進めている町であります。御船町の山本町長は、現在2期目を迎えておられますが、町長選挙に臨むに当たって、マニフェストによる町づくりを手法として取り入れて町政の展開を図っておられます。

知事や首長のものをローカルマニフェストと言います。明確なビジョンと具体的な手法が提示されているため、住民が関心を持ちやすく、就任後の実績評価がしやすいのが特徴だということでございます。

ローカルマニフェストの普及は2つの効果をもたらします。1つ目は住民主体の自治になることです。首長候補者が住民に対してローカルマニフェストを提示し、住民が自分の考えに合った政策を選択することによって住民の意思をより反映した政策が即実施されることが期待されます。2つ目は、住民がローカルマニフェストの履行をチェックすることで地方政治や地方行政の質が向上すると言われております。ローカルマニフェストでは進捗状況が明確になるために、住民も

選挙時の約束が守られたか判断することができます。ローカルマニフェストの作成、実行、自己及び第三者評価検証、そして、地方政治や行政の改善、次回選挙時での新たなローカルマニフェストの作成というサイクルが回ることで、地方政治や地方行政の質が向上することが期待されるということでございます。

山本町長は、このようなマニフェストの理念を理解され、具体的な政策の中でこれを実践しておられました。具体的には町長選挙の前にマニフェスト型公開討論会を開催し、選挙に臨みます。当選したら総合計画への落とし込みをし、マニフェスト実施計画の作成をします。できたものを住民参加でマニフェスト意見交換会で計画の補完を行います。任期の途中で、マニフェスト検証大会を行い、成果の検証と計画の改善を行います。任期の終わりに成果の検証を行い、これを踏まえて町長選挙立候補予定者がマニフェストの作成をし、マニフェスト型公開討論会を終えて選挙に臨むというPDCAサイクルを基本としておられます。このように町長はマニフェストを中心に政策を推進していけばよいのですけれども、議会は町長と町民との二人三脚に傍観者にいるような立場になってしまいます。そこで議会としても全員協議会の毎月開催、独自研修会、議会報告会の開催、議会基本条例の制定による通年議会の開催、議会モニター、アドバイザーの設置など盛り上がっておられました。

山本町長のマニフェストに対する真摯な取り組みで、私が特に関心しましたことは、アンケート調査などを活用してマニフェストに対する評価を点数であらわしておられることであります。例えば、マニフェストの柱である、宣言1、健康生き生き御船町に掲げた検証施策7事業がございますけれども、その評価を受けて、採点結果は町長は30点、町民は45点、議会は16人中9人の議員が評価しておられまして、平均が60点というものでございます。これは事業ごとにやっておられるわけでありまして、ばらつきがありますけれども、これを繰り返し行っていくことによって精度が高まっていくものと思います。

このたびの視察で、マニフェストに対する真摯な態度と、それを具体的な数値化することによって、誰にでも達成度を示すことができ、町政が進んでいくことをみんなで共有できる利点があり、今後に生かしていかなければならないと思いました。しかし、一方では、再選のための戦略という批判もあるようでございまして、地方分権や地方自治を手探りで実践中と受けとめて帰った次第であります。

次、佐賀県武雄市の行政視察は、指定管理に出した市立図書館運営の内容、指定管理の効果、市民の反響、そして全小・中学生へのタブレット端末配布について視察をして帰りました。武雄市図書館は、平成12年10月にオープンし、貸し出し冊数は30万冊を少しずつ積み重ねてい

ましたが、入館者は平成14年の29万4,600人をピークに年々減少している状況にありました。

平成18年に武雄市長に就任した樋渡啓祐氏は、まず休館日を減らす取り組みに着手、18年に270日開館していた図書館も、平成24年には331日の開館となりました。これに満足することなく、365日年中無休で開館したい、行政でできなければ民間の力で世話になりたいと考えておられたときに、ある日、「カンブリア宮殿」というテレビ番組で紹介された代官山蔦谷書店と理念が一致したことから、早速社長に面会されまして、図書館管理をお願いされ、平成25年、ことし4月より本格的な指定管理者による運営が開始されております。その結果、本年7月末までのわずか4カ月でございますけれども、来館者数が過去最高を更新する34万4,000人、図書貸し出し数も1日平均1,643冊、累計で約20万冊となりまして、人数で前年対比386%、貸し出し図書数で186%の伸びを示し、民間への指定管理の成功を物語っております。

利用者アンケートの結果、新しい図書館に生まれ変わったことについて、8割以上の人が満足と答え、スタッフのサービスにも7割が肯定的に答えています。満足しているサービスは、市内の人は開館時間の延長が最も多く、市外から来られる人はスターバックス併設が最も多く、本がふえたこと、2階学習室が静か、明るくて開放的などと高い評価が得られております。

私が一番感心したのは、図書館の中にスターバックスが入居しており、利用者はコーヒーを飲みながら静かに本を読んでいるお姿、そしてまた新刊本を販売もしている状況でございました。単純な経費節減を狙った指定管理制度の活用ではなく、はっきりとした目的を持ってその理想を共有できる人をお願いすれば、ここまで変わるのかということを実感した次第でございます。

次に、タブレット端末を市内全小・中学生4,241人に配布をされるわけですが、この考え方や効果などについて研修しました。

平成22年の5月にiPadが日本で発売になったことを契機に、その年の9月、補正予算で予算化をされまして40台の購入をされております。理由はパソコンよりも立ち上がりが非常に速いというところに着目をしたと伺いました。23年3月には196台を購入されて、2つの小学校の4年から6年生に配布しておられます。

市長はこの間、タブレット端末の全員配布をICT教育推進協議会に諮問して意見をお尋ねになっておられるわけですが、協議会は民間業者の標準学力調査で先行配布した2つの小学校の成績が、平均が県平均を上回ったこと、全小・中学校の校長が配布を希望したなどの理由で、全員配布を答申なさっておられます。この答申を受けて、タブレット端末の全員配布を決断し、今年

度末には全小中学校の8割の教室にタブレット端末と連動する電子黒板を導入し、来年度には全員配布する方針ということでございます。先行した学校の子供からも教師からも、とてもわかりやすい授業になったと評価が高いという説明を受けております。

日本のICT教育はシンガポールやタイに比べて随分おけているようでありまして、日本経済新聞が選んだ「跳ベニッポン人」や朝日新聞社の「日本を立て直す100人」に選ばれた樋渡市長の行政目的をはっきりと示しながら、スピード感のある施策で対応される姿に、リーダーはこのようなりたいものと学んで帰った次第でございます。

以上、行政視察報告といたします。

日程第5 諸般の報告

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

まず、南部町議会議員による鳥取県議会常任委員会傍聴について報告いたします。6月の25日、南部町議会による鳥取県議会常任委員会傍聴に行きました。南部町議会初の試みとして、南部町議会議員による鳥取県議会常任委員会傍聴の研修を行ってまいりました。県議会常任委員会傍聴会を行い、県議会において工夫されていることについて学び、南部町議会の運営をより効果的・効率的とすることを目的としております。

次の点について工夫されております。

採決時に非常にスピーディーであり、無駄がない。

採決の前に、若干の質疑の時間をとるが、延々と質疑が連続するものではなく、数個の質疑で終了し、即座に採決を行って結果を出している。ちなみにこれは議員が議案について非常に深く勉強されていることを示します。

請願、陳情において、自分の考えをまず明確にし、即座に挙手を行うことにより委員会の結果を出しています。

済みません、今のは3番目で、4番目に、各委員が非常に冷静であり、また紳士的に議論し、不規則発言は全くありませんでした。

5番目、議員の発言自体も簡潔明瞭であり、回りくどい発言や不明確な発言は全くありませんでした。

6番目、各課長からの報告事項が多数あったが、各課長は簡潔明瞭に発言することを心がけていることがよくわかりました。

質疑については、大きな視点からのものが多く、大局的な観点からなされておりました。ただ、予算関係の説明資料については南部町の事業説明書の方がレベルがかなり高いことを確認しております。以上であります。

続きまして、鳥取県町村議会議長定期総会について。7月の1日、米子市の弓ヶ浜荘において本会の6月定期総会を開催をいたしました。総会では主として平成23年度決算を提案し、議案のとおり認定されました。また、本会に議会運営の調査検討に係る専門委員会を設置する旨の報告がございました。詳細につきましては事務局に閲覧に供しておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、全国森林環境税創設促進議員連盟総会が福島県会津郡南会津町で行われました。森林環境税の創設に関する決議、地球温暖化防止のため、温室効果ガスの削減のみならず、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっています。このような中、石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に講じられたが、本連盟が実現を求めてきた森林吸収減対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保は、自由民主党及び公明党の平成25年度税制改正大綱において、消費税等改正法第7条の規定に基づき、早急に総合的な検討を行うとされています。もとより地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収減対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。しかしながら、これら市町村では、木材の価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足など、厳しい情勢にあるほか、攻めの林業及び山村の元気・創造に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。よって、促進連盟及び促進議員連盟は、一致結束し、総力を挙げて森林環境税の創設に取り組みますというような決議がなされております。この詳細につきましても、事務局に閲覧に供しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、西部町村議長会臨時会及び連絡会につきまして。7月の17日、江府町議会の改選によりまして川上富夫議長が誕生いたしまして、臨時会を開きました。24年度の事業報告、歳入歳出の認定、また西部町村議会議長会の役員の補欠選挙ということで行いまして、会長に大山町の野口議長、副会長に日南町の村上議長と南部町の青砥でございます。詳細につきましては閲覧に供しておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、西部議長会正・副議長研修会でございます。7月の24日、西部町村議会正・副議長、局長合同研修会が江府町で行われました。7月24日、西部町村議会正・副議長、局長合同研修会におきまして、議会運営上の諸問題についての事例研究とし、鳥取県西部町村各議会か

らの問題についての提出を受け、この問題についての検討を行い、今後、鳥取県町村議会議長会職員からの助言を得ることといたしました。今後さらに、より効果的かつ民主的な議会運営を図ることとしております。以上でございます。

視察は、江府町のブルーベリー園とサントリーの水の工場を見学いたしました。かなり大規模な両方とも内容でございました。

続きまして、鳥取県西部広域行政管理組合臨時議会でございます。7月の30日、淀江庁舎で、市の分庁舎で行われました。内容は、財産の取得について、25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、議会の委任による専決処分について、教育委員会委員の任命についてでございます。また、議会の委任による専決処分については、消防車による接触事故等の専決でございました。詳細につきましては事務局の方に閲覧に供しておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

続いて、西部町村議会議長会行政調査でございます。福岡県の大木町、以前西伯町時代に行ったと思いますが、大木町のくるるんという施設でございましたが、くるるん自体は変わっておりませんが、そのすぐ近くに大きな農産物の販売からレストランからできておりまして、非常にマッチングのいい情景になっておりました。今でもごみゼロ宣言をしておりまして、完全分別ということで、焼却炉の延命を図っておられます。完全分別ですので、かなり厳しく仕分けがしてございます。したがって、私たちが行ったときよりもごみの完全分別が進んでいるのではないかというふうに感じられましたし、年間の、以前の焼却から比べると、大体経費も3,000万ぐらいのごみ収集等々の金額が減額になっているということでございました。

もう1カ所は、熊本県の小国町、杉で有名ですが、小国杉といって非常に木質で体育館等が振り放しでつくってありました。内容を聞きましたら、あまりよくないということでございました。非常に経費がかかるということで、かなり（サイレン吹鳴）杉材をそういうふうに、芯を使った状態で、はりの状態で使いますけども、トラス状態にして、非常にお金がかかるということで、なかなか普及もしないし、その工法自体が、強度自体がなかなか保つのに、法律的に通すのに非常に難しいというようなお話でございました。したがって、杉自体はもう町と県の補助で伐採しても利益が出ないということで、なかなか林業の方がうまくいかないと、うまくいってるつもりで私たちは行ったわけですが、どうもうまくいってないというお話でございました。詳細につきましては議会事務局に閲覧に供しておりますので、よろしく願います。

西部町村議会議長会自治功労者表彰式議員研修会でございます。9月3日、南部町まんてんホールにおきまして、鳥取県西部町村議会議員研修会が開催されました。議員研修といたしまして、

株式会社フレール代表取締役、松本えり氏から、「リフォーム事業 思い出の建物に新しい生命を」の演題で講演をいただきました。氏は、現在使用されている古い建物を買い取って改修し、さまざまな困難を乗り越えて結婚式場、レストラン、宿泊施設を開業して地域の活性化に尽力されております。使用されなくなった建物をそのまま放置しておけば、ただ荒廃してしまうだけですが、これを改修して新しい命を与えることにより地元も活性化してきます。また、その改修も限られた予算の中、さまざまな工夫をし、知恵を絞ることにより目的を達成されております。この研修から、時代時代に柔軟に対応し粘り強く努力することにより、限られた予算の中、さまざまな工夫をし、知恵を絞って目的を達成し、結果的に地域の活性化に結びつけることの大切さを改めて認識したところであります。

以上、議長からの報告を終わります。

次に、議員からの報告を受けます。

南部町・伯耆町清掃施設管理組合臨時会及び南部町・伯耆町清掃施設管理組合定例議会について。

井田章雄君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（井田 章雄君） 10番、井田でございます。報告いたします。去る7月2日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合臨時会、8月21日、定例会が開催されました。

臨時会では、伯耆町議会議員選挙により議員の交代がありましたので、副議長、監査委員の選出を行い、その結果、副議長に伯耆町議会、長谷川盟議員、監査委員に伯耆町議会、渡部勇議員を選出しております。

定例会に提出された議案は2議案で、平成24年度決算認定と平成25年度補正予算であります。平成24年度決算認定については賛成多数、平成25年度補正予算については全員一致で可決されたところでございます。

平成24年度決算認定については、歳入総額1億4,804万2,517円、歳出総額1億3,881万1,406円で、差し引き923万1,111円、実質収支額も同額の923万1,111円であります。

歳入における南部町・伯耆町の分担金の総計は1億746万1,000円で、うち南部町6,723万1,900円、伯耆町4,022万9,100円であります。昨年度と比較しますと、総額682万2,000円の増で、これは主に経年による施設の老朽化による修理費が増加したものであります。また、ごみの減量化により、ごみ処理量も減少しており、3,753.4トン

と、前年比マイナス93.6トン、率にしてマイナス2.4%と、昨年に引き続き減少となっています。今後ともごみの減量化に取り組んでいくとともに、計画的な修繕を行い、施設の延命化に努めていくことが求められているところでございます。

平成25年度補正予算については、歳入で前年度繰越金の減額を行い、歳出では総務費において、共済組合負担金の率の変更による減額、人事給与システムの保守契約による予算計上、また、衛生費においては、給与カットによるもの、電気代の増額、委託料などの減額などにより予備費の減額をされ、補正額は歳入歳出それぞれ76万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を1億4,037万2,000円とするものであります。

議案書は事務局に供しておりますので、閲覧のほどよろしくお願いいたします。

以上、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、南部箕蚊屋広域連合定例議会。

8番、細田元教君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（細田 元教君） 南部箕蚊屋広域連合議会8月定例議会の報告をいたします。去る8月23日に平成25年第4回南部箕蚊屋広域連合議会が開催されました。介護保険条例の一部改正、平成24年度一般会計決算、平成24年度特別会計決算、平成25年度一般会計補正予算（第1号）及び平成25年度特別会計補正予算（第1号）が上程され、いずれも可決または承認されました。

介護保険条例の一部改正につきましては、延滞金の率の変更であり、平成26年1月1日から延滞金の割合が変更になることに伴うものであります。

平成24年度一般会計決算につきましては、歳入総額4億7,584万円、歳出総額4億7,328万3,000円、差引繰り越し255万7,000円となっております。歳入は、国庫支出金が繰り越し事業であるシステム改修分でふえた分、繰越金が減なのは、平成23年度精算による返還金が少なかったためであります。歳出は、民生費、介護給付費の増、総務費は町村負担金返還分の減が主な理由であります。

平成24年度特別会計決算につきましては、歳入総額26億6,362万4,000円、歳出総額26億6,261万7,000円、繰越額100万7,000円であります。歳入は保険料は1号保険者の増加及び保険料改定により12.8%の増、現年度分徴収率は99.1%、0.1%の減であります。財政安定化基金交付金は基金に積み立てて行き、極力基金の取り崩しを行わず、年度繰越額700万を取り崩したものです。歳出は給付費が主なものであります。

平成25年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正額839万円、総額4億9,

263万4,000円であります。決算に伴う繰入金、繰越金を歳入計上し、返還金及び延滞金の割合変更のためのシステム改修25万8,000円、自動車損害保険料不足分9,000円を補正し、不足分は予備費で対応するものであります。

平成25年度特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正額1,566万8,000円、総額27億1,466万8,000円、歳出では、精算に基づく返還金、平成23年度算定誤りによる調整交付金返還金341万4,000円を計上し、歳入では国庫追加交付金、繰越金、予算不足分を基金取り崩しで対応するものであります。

以上、南部箕蚊屋広域連合8月定例議会の報告を終わります。

○議長(青砥日出夫君) 次に、南部町議会住民説明会について。

6番、景山浩君。

○議会改革調査特別委員長(景山 浩君) 景山でございます。議会改革特別委員長より、南部町議会住民説明会実施報告を行います。

去る9月1日、午後7時より、法勝寺のプラザ西伯において、20名余の町民の皆様のお出向をいただき、2回目となる議会住民説明会を開催いたしました。

前半は議会サイドから主に平成25年度当初予算並びに条例陳情の審査結果の内容、各委員会の活動内容等の説明を行い、後半は質疑応答を行いました。

質疑応答では、伯耆の国へのゆうらくの施設譲渡、土地売却関連に質問が集中しました。本会議場並びに委員会室での質疑・意見・採決結果等の内容を南部町議会として説明するための会という議会側の住民説明会の位置づけと、当日御参加いただいた皆様の多くが望まれていたように感じられた、個別議員も含めた討論会的な会の持ち方とがかみ合わず、相互理解を深めるというまでには至らなかったということは、少々残念なことではありました。今後もさらに委員会での検討を重ねて、より効果的な説明会となるよう努めていきたいと考えております。

○議長(青砥日出夫君) 次に、市町村議会議員研修について。

1番、白川立真君。

○議員(1番 白川 立真君) 1番、白川です。去る8月、議員研修に参加し、研修させていただいたことを報告いたします。

8月19日から23日までの5日間、板井議員とともに滋賀県大津市にあります国際文化アカデミーにて市町村議会議員研修に参加いたしました。研修のテーマは、社会保障、社会福祉の基本を習得する、というものでした。研修内容で軸になったものは、社会保障とは憲法で生存権が規定されたことにより、母、お母さんの胎内で生を受けてからお墓に入るまでのその生涯を支え

る仕組みであるということ、憲法第25条の、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、とあることで、年金・医療・介護・各種保険の各制度の理念や現状を学びました。そして、少子高齢化を背景にした近い将来像と現状とを重ね合わせたときに見えてくる諸課題は非常に大きなものであることを学び、早期に手を打たなければ社会保障制度そのものの根幹を揺るがしかねない状態にあると認識したところです。

この研修で得たものを一人でも多くの町民の方にお知らせし、町政の持つ課題に役立てなければならぬと考えております。以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで休憩いたします。再開は午後1時。

午前11時46分休憩

午後 1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第6 報告第3号 及び 日程第7 報告第4号

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。この際、日程第6、報告第3号、平成24年度健全化判断比率について及び日程第7、報告第4号、平成24年度資金不足比率についてを一括して報告を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 町長より報告を受けます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。報告第3号、平成24年度健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告いたします。

1枚おはぐりください。平成24年度健全化判断比率報告書の表でございます。これにより、各指標数値の御説明をいたします。平成24年度決算について計算したところ、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これについては南部町に赤字がある場合の割合を示す指標でございますが、赤字はございませんので両指標についてもございません。次に、実質公債費比率、将来負担比率でございますが、これは南部町の借金の現在状況や今後どのようになるかをあらわす指標でございます。平成24年度は実質公債費比

率13.8%、将来負担比率41.7%と、いずれも早期健全化基準指数の25%、350%を下回っておりまして、問題ございませんでした。

続きまして、平成24年度の資金不足比率について説明いたします。報告第4号、平成24年度資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

おはぐりください。平成24年度資金不足比率報告書でございます。決算に基づきまして資金不足比率を算定しました結果、各特別会計とも資金不足はなく、したがって資金不足比率もございません。経営健全化基準の20%を下回っていることとなりますので、問題はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 報告について、特に質疑がありましたら許可をいたしたいと思います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） ないようですので、これで質疑は終了します。

これで、報告第3号、平成24年度健全化判断比率について、及び報告第4号、平成24年度資金不足比率についてを終わります。

日程第8 報告第5号

○議長（青砥日出夫君） 次に、日程第8、報告第5号、法人の経営状況についての報告を受けたいと思います。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。報告第5号、法人の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、次の法人の経営状況を説明する資料を別添のとおり議会に提出いたします。

内容につきましては各課長より説明をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。まず、平成24年度の南部町土地開発公社の経営状況を御報告いたします。これは5月の17日の理事会で御承認をいただいております。

主な事業といたしましては、概況が資料の1ページのところに書いてございますが、継続事業といたしましては平成19年度から開設いたしましたミトロキリサイクルセンターで引き続き建

設残土の受け入れを行っております。24年度の実績といたしましては、9万3,627.5立米、累積といたしましては計画では49万立米に対しまして、累計39万4,108立米の土地を受け入れを行っております。

また、アクロ用地の取得の償還を行いまして、アクロ用地は償還期間9年でございまして、平成24年度は2回の返済をいたしました。アクロ用地については24年度で償還が終了いたしております。また、用地の保有状況でございますが、ミトロキリサイクルセンターの搬入路がございまして、5,675平方メートルとなっております。

それから、資料7ページの方をごらんいただきますと、収支の決算報告書がございまして、38期における決算状況は、損益の部で総収入1億3,446万3,988円に対しまして、総支出が8,722万657円でございますので、差し引き4,724万3,331円の純利益となっております。今後につきましても公有地の拡大の推進に関する法律、これを遵守いたしまして、引き続き経費節減に努め、健全な財務運営に心がけて事業を円滑に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。法人の経営状況について御報告申し上げます。財団法人南部町地域振興会の経営状況について報告をいたします。

南さいはく自然休養村管理センター緑水園ほか、周辺施設の管理・運営が主な事業でございます。

2ページをごらんください。収支総括でございます。平成24年度は、全国的にも地域的にも経済が低迷し、これに加え、燃料費や食糧の高騰など、飲食業にとって経営が厳しい環境になり、売り上げの減少という結果になりました。

売り上げ減少の最大の要因は、商圏内人口の減少、少子・高齢化による宿泊需要の減少であると思われまます。従来の緑水園の強みでありました価格の安さや無料送迎バスのアドバンテージがなくなってきたこと、大きな収入の柱でありました法事の利用の減少が原因であります。

2ページ後段、3ページにつきましては、各施設ごとの状況を記載しておりますのでごらんください。

4ページをおはぐりください。貸借対照表であります。資産の部。流動資産が2,047万9,823円でございます。資産の部の合計が2,346万375円でございます。

負債の部。負債の部の合計が1,360万6,703円でございます。

純資産の部。純資産の部、合計が985万3,672円です。

負債及び純資産の部の合計でございます。2,346万375円でございます。

5ページの損益計算書でございます。純売上高から売上原価を減じた真ん中どころ、売上総利益でございます。9,733万4,757円でございます。

販売費及び一般管理費は1億342万3,961円。

営業損失が608万9,204円でございます。経常損失が437万3,984円でございます。当期の損失といたしまして444万4,984円ございました。

以上で財団法人南部町地域振興会の経営状況の報告を終わります。

続きまして、株式会社緑水園の経営状況を報告させていただきます。

2ページの貸借対照表をごらんください。資産の部でございます。資産の部の合計が1,068万8,050円でございます。

負債の部。負債の部の合計が50万2,668円。

純資産の部。純資産の部の合計が1,018万5,382円であります。

負債及び純資産の部の合計が1,068万8,050円でございます。

損益計算書であります。売上原価はゼロ円です。販売費及び一般管理費は6万8,155円。

営業損失が6万8,155円でございます。

経常利益は25万8,382円です。当期の利益といたしまして18万5,382円を計上いたしております。

以上が株式会社緑水園の経営状況の報告でございます。

続きまして、財団法人南部町農村振興公社の経営の状況を報告をさせていただきます。

主な事業といたしまして、農作業の受託及び委託に関する事業、それから特産品開発事業と、食材供給事業でございます。

農作業の受託及び委託に関する事業は、水稻作業、大豆作業及びソバ作業の受託及び必要に応じて担い手への再委託を行っております。作業量は記載のとおりでございます。

食糧供給事業は町内の公共施設、給食センター、ゆうらく、祥福園、西伯病院、保育園に地元の食材を供給するに当たり、食材の受注、発注及び食材代金の請求、支払いを行っております。

3ページをごらんください。貸借対照表であります。資産の部。資産の部の合計が3,464万6,909円であります。

負債の部。負債合計が235万7,466円。

正味財産の部であります。正味財産合計が3,228万9,443円。負債及び正味財産合計は3,464万6,909円でございます。

続いて、4ページの正味財産増減計算書をごらんください。経常収益であります。基本財産運用益が2,400円。農作業の受託収入が1,505万5,039円です。経常収益計が1,838万993円。

それから、経常費用でございます。事業費が1,355万6,849円。それから、管理費といたしまして468万172円であります。5ページの真ん中どころでございます、特産品の開発費といたしまして、13万602円でございます。経常費用の計が1,836万7,623円でございます。

当期の一般正味財産の増減額が107万1,550円を計上いたしております。正味財産期末残高が3,228万9,443円となっております。

以上が財団法人南部町農村振興公社の報告でございます。

続きまして、一般財団法人南部町農村振興公社の経営状況を御報告をいたします。

3ページの貸借対照表をごらんください。資産の部。流動資産合計が220万2,397円です。

固定資産。資産合計が1,881万3,286円でございます。

負債の部。負債合計が206万5,800円。

正味財産の部。正味財産合計が1,674万7,486円でございます。負債及び正味財産合計が1,881万3,286円でございます。

続いて4ページ、正味財産増減計算書をごらんください。経常増減の部でございます。経常収益計でございます。58万7,995円。それから、経常費用の計ですが、45万1,398円。

当期の一般正味財産増減額が13万6,597円でございます。正味財産期末残高は1,674万7,486円を計上いたしております。

以上が一般財団法人南部町農村振興公社の報告でございます。

それから、南部・伯耆地域振興株式会社の経営状況を御報告をさせていただきます。特産センター野の花の管理・運営が主な事業でございます。

とっとり花回廊の来園者数が開園以来、過去最低記録を更新するなど、一番集客に苦戦をした1年ございました。

野の花におきましても苦戦を強いられましたが、人件費の削減とともに少ない人数でのファストフードコーナーや地元の農産物、市場仕入れ農産物の仕入れ販売などで売り上げを伸ばす努力を行いました。

3ページの貸借対照表でございます。資産の部。資産の部の合計が、一番下でございますが2,

019万5,092円です。

負債の部。負債の部の合計が838万4,874円でございます。

負債・純資産の部合計、2,019万5,092円でございます。

4ページの損益計算書でございます。売上総利益848万4,901円。

それから、販売費、一般管理費が1,447万8,566円。

営業損失でございますが、△の599万3,665円でございます。

営業外収益で631万1,040円。

営業外費用としまして7万600円。

経常利益でございますが、24万6,775円であります。当期の純利益といたしまして3,875円を計上いたしております。

あとのページにつきましては、参考資料としてごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上、6点について報告を終わりますが、特に質疑がありましたら許可したいと思います。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 法人の経営状況について地方自治法に伴って受けたのですが、西伯郡南部町土地開発公社、私も理事の一人でそのときに反対しておりますので、ここでしか聞けないので町長に聞いておきたいと思っておりますが、この中でミトロキのカントリーパーク用地取得事業の付帯事業として、残土処分場を土地開発公社が事業として行っている。これはいわゆる土地開発公社の事業を定める公拓法のどの部署の仕事に当たるのかということをお聞きしておきます。

○議長（青砥日出夫君） 休憩します。

午後1時18分休憩

午後1時23分再開

○議長（青砥日出夫君） それでは再開いたします。

そういたしますと、後ほど回答するということですので。

これで報告第5号、法人の経営状況についてを終わります。

日程第9 報告第6号

○議長（青砥日出夫君） 日程第9、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

専決処分書をつけております。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、和解及び損害賠償の額を確定することについて、次のとおり専決処分をしております。

和解の相手方、南部町内在住の個人でございます。損害賠償額、2万5,725円。内容でございますが、平成25年8月21日、建設課職員が、町営住宅菅田団地地内におきまして、空き家周辺の草刈り作業をしていたところ、刈り払い機ではねた石によりまして、現場付近の駐車場に駐車してあった相手方所有の車のサイドウインドーガラスを破損させたものでございます。そのため、和解の相手方に修理に要した費用相当額2万5,725円を賠償金として支払い、和解しようとするものでございます。ちなみに、けがとかそういうことはございませんでしたので、御報告いたします。

○議長（青砥日出夫君） 報告について、特に質疑がありましたら許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これで報告第6号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第10 議案第57号 から 日程第25 議案第72号

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。このたび、地方自治法第117条に規定される除斥の必要がありますので、分割して提案説明を受けたいと思います。

まず、日程第10、議案第57号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、議案第72号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてまでを一括して説明を願い、続いて、日程第26、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定についての説明を受け、その後、日程第27、議案第74号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第3号）から、日程第30、議案第77号、平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）ま

を一括して議案の提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第57号から日程第25、議案第72号までの提案説明をお願いします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。それでは平成24年度の一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。まずその前に、資料の確認をいたしたいと思っております。議案書、それから歳入歳出決算書、それからA3判の平成24年度決算資料、この3点をもちまして説明しますので、よろしく御説明いたします。

議案第57号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

歳入歳出決算書の107ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額71億3,238万5,691円、歳出総額68億4,742万2,628円で、差し引き額は2億8,491万3,063円でございます。翌年度に繰り越すべき財源9,880万5,063円を差し引きました実質収支額は、1億8,610万8,000円となりました。

決算資料の方をごらんください。A3判でございます。1ページの説明文の中ほどでございますが、先ほど説明いたしました平成24年度実質収支額から前年度の実質収支を差し引きました単年度収支は、8,937万7,024円の赤字となりました。当該単年度収支に財政調整基金への積立額を加算し、財政調整基金の取り崩し額を差し引きましたものに繰り上げ償還額を加算して求めました実質単年度収支は、8,668万1,763円の赤字となったものでございます。

次に、歳入の状況について説明いたします。まず、決算書の方にお戻りいただきまして、2ページをお開きください。不納欠損額と収入未済について御説明いたします。不納欠損についてでございますが、町税が320万5,828円となっております。収入未済額につきましては、町税が5,626万5,322円。分担金及び負担金が721万1,691円。4ページでございますが、使用料及び手数料が500万6,260円。諸収入が3万1,192円で、合計6,851万4,465円となりました。

続いて、A3判の決算資料、2ページの方をお開きください。歳入の状況について御説明いたします。昨年度と比較いたしまして、増減の主なものを説明させていただきます。

まず、自主財源についてでございます。町税が前年比1,152万2,000円減少いたしまして、9億3,539万1,000円となりました。これは主に評価がえによります固定資産税の減と、町民税の伸びによるものでございます。

財産収入が1億7,294万7,000円の増で、2億1,394万7,000円でございます。これは主に伯耆の国へ土地を売却したものでございます。

寄附金が1億7,466万9,000円の減で、1,138万3,000円でございます。これは23年度に伯耆の国から寄附金があったものがなくなったためでございます。

繰入金1,688万5,000円の増で、1,704万6,000円でございますが、これは各種基金から目的使用のために基金を繰り入れたものでございます。自主財源の構成比率は25.5%と、前年比2.3%高くなっているものでございます。

次に、依存財源でございます。下段にございますが、地方交付税が7,039万7,000円の減で、35億7,933万3,000円となりまして、全体の50.2%を占めております。減少理由の主なものといたしまして、普通交付税の減少によるものでございます。

国庫支出金につきましては1億1,391万2,000円の減で、5億382万3,000円となりました。増減の主なものといたしまして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、公立学校整備負担金、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金等の減少によるものでございます。

次、3ページに移りまして、県支出金につきましては、217万5,000円の減でございます。減少した主なものといたしまして、緊急雇用創出事業補助金、ふるさと雇用再生特別交付金、緑の産業再生プロジェクト事業補助金等がございまして、増加したものといたしましては、介護基盤緊急整備事業補助金、森林環境保全整備事業補助金、農業用施設災害復旧事業補助金等がございまして、

町債につきましては、7,930万円の減で、主にこれは辺地対策事業債の減少でございます。

依存財源の総額は、2億8,901万6,000円の減で、53億1,562万8,000円でございます。構成比は74.5%となりました。

歳入総額は、1億6,674万3,000円の減の71億3,238万6,000円となっております。

下段にそれぞれの財源に占めます構成割合をグラフにしておりますが、これを見ていただきますと、地方交付税に大きく頼っている財政構造が見てとれると思っております。これからの合併算定時の特例廃止がございまして、それに向けて厳しい財政状況が始まってくるということがわかるものでございます。

4 ページの方をお開きください。歳出の状況について御説明をいたします。まず、目的別の歳出の状況でございます。代表的なものを款項で表した費目ごとに説明いたします。

総務費、1 億 9, 1 8 1 万 5, 0 0 0 円の減少で、1 5 億 9 3 5 万 7, 0 0 0 円でございます。ここでは主に人件費が占めていますが、増減につきましては、減債基金の積立額の減少、法勝寺庁舎エレベーター設置事業の完了等がございます。また、増加分といたしましては、退職手当組合の負担金の増加がございます。

民生費につきましては、2 億 2, 2 0 0 万 6, 0 0 0 円の増で、2 0 億 4 9 7 万 3, 0 0 0 円でございます。減少の主なものとしたしましては、保育園の関係で、これは減少と増加がかかっておるわけでございますが、公設民営保育園の運営事業が増加いたしておりますが、これは指定管理の関係で動いたものでございますので、保育園運営費、保育園の職員人件費、あるいは児童措置事務費の方と相殺されるようなものでございます。増加の方といたしましては、介護サービス事業特別会計の繰出金、それから自立支援介護給付事業等のものがございます。

衛生費でございますが、7, 7 6 5 万 6, 0 0 0 円ふえまして、7 億 3, 4 4 0 万 8, 0 0 0 円でございます。増加の主なものとしたしまして、水道統合事業への出資金等がございます。

農林水産業費でございますが、3, 1 9 2 万 6, 0 0 0 円の増で、4 億 9, 9 9 4 万 9, 0 0 0 円でございます。増加の主なものとしたしまして、公益法人組織変更事業、それから地籍調査事業等がございます。反対に減少いたしましたものでは、緑の産業再生プロジェクト事業、解体処理施設の新設事業等がございます。

商工費でございますが、1, 6 9 8 万 4, 0 0 0 円がふえまして、3, 7 9 7 万 8, 0 0 0 円でございます。増加の主なものとしたしまして、古事記編纂 1 3 0 0 年再活の町南部町ということで、特に事業を行ったものでございまして、この増加が大きいものでございます。

土木費でございますが、5, 2 8 0 万 4, 0 0 0 円の増で、3 億 5, 6 8 9 万 7, 0 0 0 円でございます。増加いたしましたものとしたしましては、道路維持事業、それから橋梁長寿命化改修事業等がございまして、反対に減少いたしましたものとしたしましては、町営住宅建設改良事業がございます。

次、5 ページでございますが、消防費でございます。1, 5 3 4 万 4, 0 0 0 円がふえまして、5, 8 9 5 万 6, 0 0 0 円でございます。増加の主なものとしたしましては、防火水槽の新設事業、それから減額の主なものとしたしまして災害対策事業ということで、これは前年度に台風被害等ございましたので、この関係の減が大きかったものでございます。

教育費ですが、1 億 1, 2 1 2 万 8, 0 0 0 円減少いたしまして、4 億 9, 8 2 9 万 2, 0 0

0円でございます。減少の主なものといたしまして、会見第二小学校体育館増改築事業、それから図書館の図書等整備事業でございますが、これが減少をいたしております。

それから、公債費でございますが、2億3,724万8,000円減少いたしまして、9億4,482万3,000円でございます。減少の主なものといたしまして、合併特例債、それから教育・福祉施設等整備事業債、地域総合整備事業債、災害復旧事業債等がございます。

下段の方にグラフをつけております。構成比を見ますと、総務費、公債費等が減少いたしまして、民生費、衛生費等の割合がふえているということでございます。これは先ほど説明いたしましたが、主に庁舎関連事業の整備事業の終了や減債基金や積立額、起債償還額の減少、介護サービス特別会計への繰出金の増加等があるものでございます。

6ページをお開きください。次に、性質別の状況について御説明いたします。

まず、義務的経費でございますが、人件費は、前年比214万1,000円減の10億9,095万4,000円になりました。前年度に引き続き減少しております。合併当初、これは平成16年でございますが、比較いたしますと3億4,055万9,000円、23.8%の大幅な減少となっております。

扶助費につきましては、3,813万1,000円の増。

公債費は、2億3,757万1,000円の減で、9億4,480万7,000円となっております。結果といたしまして、義務的経費は28億9,286万9,000円で、歳出に占めます構成比は42.2%となっております。

次に、投資的経費です。普通建設事業費8,800万8,000円の減で、5億8,023万6,000円となっております。法勝寺庁舎エレベーター設置工事、保育施設の整備事業、会見第二小学校の体育館の増改築事業等などの大型事業の完了によりまして減ったものでございます。

災害復旧事業は、3,166万9,000円増の1億1,678万7,000円となりました。これは台風12号災害の繰り越し分が主なものでございます。

投資的経費といたしましては、5,633万9,000円減の6億9,702万3,000円となりまして、歳出に占める割合は10.2%となっております。

次に、7ページ、その他経費について御説明いたします。物件費3,005万円の減で、8億8,518万4,000円でございます。図書館図書整備事業、緊急雇用事業、ふるさと雇用事業の終了等が主な減の原因でございます。

補助費につきましては、4,176万6,000円の増で、地域振興交付金事業の増加が主なものでございます。

積立金は、9,562万5,000円の減でございます、これは減債基金への積立額が減少したことによるものが主なものでございます。

投資及び出資金は、6,272万9,000円の大幅な増となりましたが、これは水道統合事業に対する出資金と、公益法人組織変更事業に伴う出資金の増加によるものでございます。

繰出金につきましては、1億8,139万円の増となりました。他会計への繰出金で、特に介護サービス事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

結果といたしまして、その他経費につきましては1億5,774万6,000円の増で、32億5,758万1,000円となりまして、歳出に占める割合は47.6%となっております。これも下段の方にグラフをつけておりますので、御確認をいただきたいと思っております。大型建設事業の完了によります普通建設事業費の減、それから公債費の減、繰出金等の増加がわかりいただけるものと思っております。

8ページをごらんください。基金の状況でございます。財政調整基金は、109万5,261円を積み立てまして、5億9,019万7,019円。

減債基金は、2億130万9,986円を積み立てまして、14億544万3,698円。

その他特定目的基金は、1,851万2,717円を積み立てまして、1,953万7,750円を取り崩しました結果、13億8,828万4,666円となりまして、合計では33億8,392万5,383円となりました。

このほか定額運用、特別会計を加えました総額は、昨年度より1億4,857万4,910円積み増しいたしまして、34億4,627万6,333円となりました。

続いて、地方債の状況でございます。平成24年度におきましては、4億1,470万円を発行いたしました。主なものは、臨時財政対策債、南部中学校のバリアフリー化事業、水道統合事業に充てたものでございます。発行額におきましては、昨年度に比べまして7,930万円減少いたしております。償還額は、元利合計で9億4,464万6,623円で、24年度末起債残高は、74億1,460万9,661円と、昨年度と比較いたしまして4億3,167万8,284円減少いたしたところでございます。

この結果、平成23年度に引き続きまして、基金残高と起債償還に係る交付税措置を加えた額が起債残高を上回ることとなりました。言いかえますと、現時点で町として精算しても貯金が残る健全な状態になっているということとなります。引き続き行革の推進や事業の見直し、財源確保の取り組みを続けてまいります。

続いて、9ページの財政指標の推移についてでございます。

まず、標準財政規模でございます。44億2,368万3,000円となりました。昨年度に比べまして約1億4,000万円ほど減少しておりますが、これは主に普通交付税の減少によるものでございます。標準財政規模は、自治体が標準的な行政活動を行う上で必要となる一般財源の額でございます。その自治体の標準的な税収入額に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加えた額で出ているものでございます。一般的には大きい方がいい指標ではございますが、過去の建設事業等による起債額が大きい場合などにも膨らむことがございますので、この場合には償還の方が多くなったりしますから注意が必要であるということでございます。

続きまして、中ほど、財政力指数でございます。これは自治体の財政上の能力を示す指数でございます。まして、基準財政収入額を基準財政需要額で割ったもので算出されるものでございます。この指数が1に近いほど財政的に自主財源に富んでいると言えます。表をごらんいただきますと、平成19年度の0.292をピークに減少傾向となっております。平成24年度につきましては昨年度と同率の0.260となりました。財政的には依存財源に頼っているというところでございます。まして、財政運営的には安定しているとは言えないところでございます。

次ページをお開きください。地方交付税でございます。地方交付税は自治体間の財源の不均衡を是正いたしまして、標準的な水準の業務を行うために必要な一般財源を保障するために国から交付されているものでございます。普通交付税と特別交付税の2種類がございます。

まず、普通交付税でございますが、表の3段目の南部町のところをごらんください。平成24年度、一番右の方になりますが、30億3,084万9,000円となりました。現在は合併から10年間受けられます合併算定がえへの特例措置の期間中でございますので、有利な金額をいただいているものでございますが、4段目を見ていただきますと、一本算定時、これが本来の算定額でございますけれども、その金額との差には約5億円もの開きがございます。特例期間も平成26年度で終了ということでございますので、歳出の削減に今以上に努力の必要があると言えます。その次に、特別交付税の方を記載しております。昨年とほぼ同額の5億4,848万4,000円となしまして、臨時財政対策債を入れますと合計で38億4,216万円となりました。以下をグラフ化しておりますので、見ていただきますと今のところは平均動きが余りないような、総額で動きのないようなところでございます。

続いて、次のページになりますが、経常収支比率でございます。これは地方税とか地方交付税のように毎年経常的に収入される財源でございますが、これと、人件費や扶助費、公債費など、経常的に支出される経費に、これがどれだけ充てられているかを示す指標でございます。この値が高いほど財政運営は硬直化していると言えるものでございます。平成24年度におきましては、

0.3%減の84.3となりましたが、これにつきましては80%以下が望ましいとされておりますので、引き続き減少に向けて取り組みたいと思っております。

続いて、その次ですが、公債費負担比率でございます。公債費負担比率は、公債費充当一般財源が一般財源総額に対しましてどの程度の割合になっているかというものでございます。公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかを見ることによりまして、財政構造の弾力を判断するものでございます。これについては、近年減少傾向にございまして、平成24年度も17.4と、昨年比2.9ポイント改善しているところでございます。

次に、実質公債費比率でございます。標準財政規模に占めます公債費の財政負担の程度を示すものでございまして、公営企業会計の公債費への一般会計繰出金、それからPFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為等に基づきます支出のうち公債費に準ずるものを算入しております。過去3年間の平均が18%を超えますと地方債の発行には許可が必要となりまして、25%を超えると一定の種類地方債の発行が認められなくなる指標でございます。平成24年度は、3年分の平均は13.8でありまして、これも昨年度に比べまして1.4ポイントの改善となりました。

12ページをお開きください。普通会計の地方債現在高の推移でございます。表をごらんいただきますと、平成18年度をピークに年々減少してきておりまして、平成24年度末には74億2,679万9,000円となりました。

その次でございますが、地方債現在高に対します基金残高と算入交付税の推移でございます。下のグラフを見てもらうとわかりやすいですが、グラフの濃い棒が左側でございますが、これが起債残高でございます。それから、右の棒が基金残高と算入交付税を加えたものでございます。年度ごと見てもらいますと、平成23年度より基金残高と算入交付税を加えたものが起債残高を上回るようになりました。これは先ほど申し上げましたが、例えて言いますと現時点で町として精算しても貯金が残るといって、健全な状態になっていることをあらわすものでございます。

続いて、13ページをお開きください。公的資金の繰り上げ償還及び借りかえに関する効果額でございます。平成24年度におきましては、一般会計におきましては繰り上げ償還及び借りかえはしておりません。下段の方の表でございますが、会計別の削減効果一覧表を見ていただきますと、一般会計におきましては平成19年度から平成23年において行った繰り上げ償還によりまして利息の削減効果は、1,931万8,214円となっているところでございます。この制度につきましては、24年度をもって終了しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案第58号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の135ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。この会計の平成24年度歳入総額13億9,485万2,433円、歳出総額13億9,130万9,132円となり、歳入歳出差し引き額354万3,301円、実質収支額も同額の354万3,301円でございます。

歳出から御説明いたします。110ページをお開きください。1款総務費でございます。支出済み額783万6,853円でございます。主なものは、連合会に払います電算共同処理に係る委託料でございます。

2款保険給付費、支出済み額9億7,642万5,807円です。この項目は主なものは、各種医療費と、その審査支払い手数料、高額医療費などを支出しております。

3款後期高齢者支援金等、支出済み額1億4,428万226円。これは後期高齢者医療に対する負担金でございます。

4款老人保健拠出金、支出済み額7,723円でございます。

5款介護納付金、支出済み額5,953万6,679円。これは介護保険給付に係る社会保険支払い基金への負担金でございます。

6款共同事業拠出金、支出済み額1億3,837万7,318円。これは高額医療費共同事業、保険財政安定化事業に係る負担金でございます。

7款保健事業費、支出済み額2,026万9,592円。これは健康診査とか人間ドックの委託料が主なものでございます。

8款諸支出金、支出済み額4,442万5,322円。主なものは、西伯病院への繰出金でございます。

9款前期高齢者納付金等、支出済み額は、14万9,612円でございます。

予備費の支出はございません。

続いて、歳入について御説明申し上げます。前のページ、108ページをお開きください。1款国民健康保険税、収入済み額は、現年度分、滞納分、合わせまして2億3,954万9,81

3円。不納欠損額345万4,340円。収入未済額5,970万1,656円でございます。現年度分の収納率は、一般分と退職分を合わせまして93.3%となっております。

2款使用料及び手数料、収入済み額11万4,720円。収入未済額は、マイナス80円でございます。

3款国庫支出金、収入済み額2億8,588万8,297円。主なものは、療養給付費等の負担金でございます。

4款療養給付費等交付金、収入済み額1億2,749万9,000円でございます。

5款前期高齢者交付金、収入済み額4億903万7,907円でございます。

6款県支出金、収入済み額5,525万8,708円でございます。主なものは、県からの財政調整交付金でございます。

7款共同事業交付金、収入済み額1億5,800万9,956円。この主なものは、保険財政基盤安定化事業交付金でございます。

8款財産収入、19万4,696円。これは基金の積立金利子でございます。

9款寄附金の収入済み額はありません。

10款繰入金、収入済み額1億1,584万3,798円。これは一般会計からの繰入金と基金の繰入金でございます。

11款繰越金、収入済み額249万2,295円。これは前年度からの繰越金でございます。

12款諸収入、収入済み額96万3,243円。収入未済額が△7,000円でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第59号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の148ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億2,385万8,144円、歳出総額1億2,377万7,184円、歳入歳出差し引き額8万960円、実質収支額も8万960円でございます。

歳出から御説明申し上げます。138ページをお開きください。1款総務費、支出済み額132万8,554円。これは保険料徴収などに係る事務費でございます。

2款分担金及び負担金、1億1,816万8,820円。これは広域連合に払います負担金でございます。

3 款諸支出金、1 3 万 8, 5 0 0 円。

4 款保険事業費、4 1 4 万 1, 3 1 0 円。これは健康診査、人間ドックなどの委託料でございます。

予備費の支出はございません。

続きまして、歳入を御説明いたします。前のページ、1 3 6 ページをお開きください。1 款後期高齢者医療保険料、収入済み額 7, 8 2 0 万 1, 1 2 0 円。不納欠損額はございませんで、収入未済額△1 9 万 2, 1 2 0 円。

2 款使用料及び手数料、1 万 8 8 0 円。

3 款繰入金、4, 1 3 3 万 2 4 1 円。これは事務費とか基盤安定に係る一般会計からの繰入金でございます。

繰越金、1 2 万 4, 4 4 0 円。2 3 年度からの繰越金です。

5 款諸収入、4 1 9 万 1, 4 6 3 円。この主なものは、保険事業に係る委託金を歳入しております。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。では、南部町介護サービス事業特別会計決算について御説明いたします。

議案第 6 0 号、平成 2 4 年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では、決算書で御説明いたします。1 5 7 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は、1 億 7, 1 5 5 万 6, 7 6 8 円、歳出総額は、3, 1 5 1 万 7, 3 1 8 円、歳入歳出差し引き額は、1 億 4, 0 0 3 万 9, 4 5 0 円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでした。実質収支額は、1 億 4, 0 0 3 万 9, 4 5 0 円でございます。

次に、歳出から御説明いたします。1 5 1 ページをごらんください。1 款公債費でございます。支出済み額は、3, 1 5 1 万 7, 3 1 8 円でした。元金、利子の内訳は、1 5 5 ページをごらんください。元金は、2, 8 3 1 万 2, 6 3 3 円、利子は、3 2 0 万 4, 6 8 5 円でございます。

では次に、歳入でございます。1 4 9 ページをごらんください。1 款繰入金でございます。収入済み額は、1 億 7, 1 5 5 万 6, 7 6 8 円でございます。これは一般会計からの繰り入れで、ゆうらくの土地代金の売上金を繰り入れたものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。それでは、平成24年度の南部町住宅資金貸付事業についての決算につきまして説明申し上げます。

議案第61号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

そうしますと、決算書の方の158ページ以降になりますけれども、まず最初に168ページをお開きください。実質収支に関する調書について説明をさせていただきます。本会計の歳入総額は、249万9,751円、歳出総額につきましては、同額の249万9,751円でございます。したがって、歳入歳出差し引き額につきましてはございません。以下、次年度に繰り越すべき財源、実質収支額等、該当はございません。

次に、160ページに返っていただきたいと思ひます。まず、歳出から説明申し上げます。まず、1款総務費でございます。支出済み額9万6,811円であります。

次に、2款公債費で、支出済み額240万2,940円でございます。これは住宅新築資金及び宅地取得資金の償還金でありまして、いわゆる起債の償還額であります。

予備費につきましては支出はございません。

歳出合計は、249万9,751円でございます。

次に、158ページ、歳入の方でございます。まず、1款県支出金で、収入済み額7万2,000円でありまして、これは助成事業費の事務費の県補助金でございます。

次に、2款繰入金、収入済み額13万2,329円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

繰越金はございません。

次に、4款諸収入でございます。これは貸付金の元利収入で、現年と滞納分、合わせまして収入済み額229万5,422円で、収入未済額につきましては、8,553万7,413円でございます。詳細につきましては、162から164ページの方の事項別明細書の方に記載をしております。

歳入合計は、収入済み額249万9,751円、収入未済額8,553万7,413円でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。議案第62号について説明をさせていただきます。

議案第62号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の177ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額263万3,520円、歳出総額263万3,520円でございます。以下はございません。

次は、171ページに戻っていただきたいと思っております。歳出でございます。1款総務費、支出済み額263万3,520円でございます。主な内容は、鶴田の残土処分場の平面図を作成する委託料でございます。

1ページ戻っていただきまして、169ページ、歳入でございます。2款繰入金でございます。収入済み額が249万1,650円。

3款財産収入でございます。収入済み額が14万1,870円。

歳入合計が263万3,520円でございます。

以上につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。議案第63号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の186ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額240万8,292円、歳出総額240万8,292円、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともありません。同額で決算しております。

歳出について御説明申し上げます。180ページをお開きください。1款総務費、支出済み額72万4,392円。これは西伯墓苑の維持管理費に係る委託料が主なものでございます。

諸支出金168万3,900円。これは西伯墓苑の未使用の価格を返還されたときにお返りする償還金でございます。

予備費の支出はございません。

続きまして、歳入について、前の178ページをお開きください。1款使用料及び手数料、収

入済み額 2 1 1 万 8, 9 4 0 円。これは使用料、手数料、合わせました収入でございます。

2 款繰入金 2 8 万 9, 3 5 2 円。これは一般会計からの繰入金でございます。

以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長でございます。議案第 6 4 号、平成 2 4 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の 1 9 9 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額 2 億 3, 4 1 5 万 4, 1 2 9 円。2、歳出総額 2 億 3, 3 2 8 万 6, 3 7 9 円。3、歳入歳出差し引き額 8 6 万 7, 7 5 0 円。5、実質収支額 8 6 万 7, 7 5 0 円でございます。

1 8 9 ページの歳出を説明いたします。1、総務費の支出済み額 7, 6 0 2 万 4, 5 0 3 円。主に職員の給与費と施設の維持管理費でございます。

2、公債費の支出済み額 1 億 5, 7 2 6 万 1, 8 7 6 円。主に償還元金、利子でございます。歳出合計 2 億 3, 3 2 8 万 6, 3 7 9 円となります。

次に、1 8 7 ページ、歳入を説明いたします。1、分担金及び負担金の収入済み額 2 万 5, 0 0 0 円、収入未済額 3 2 7 万 6 1 5 円。主に農業費の分担金でございます。

2、使用料及び手数料の収入済み額 6, 8 7 5 万 4, 1 7 2 円、収入未済額 4 3 4 万 1, 0 1 6 円。主に農業集落排水使用料でございます。

3、国庫支出金の収入済み額 4 7 2 万 5, 0 0 0 円、収入未済額はありませんでした。主に農村・漁村地域整備交付金でございます。

4、繰入金の収入済み額 1 億 1, 1 4 6 万 3, 3 7 1 円、収入未済額はありません。

5、繰越金の収入済み額 7 0 万 6, 5 8 6 円。主に前年度繰越金でございます。

6、諸収入の収入済み額 5 8 万。主に消費税の還付金でございます。

7、町債の収入済み額 4, 7 9 0 万。主に資本費平準化債の借入れでございます。

歳入合計 2 億 3, 4 1 5 万 4, 1 2 9 円、収入未済額 7 6 1 万 1, 6 3 1 円となりました。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 6 5 号、平成 2 4 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の212ページをお開きください。実質収支に関する調書についてでございます。1、歳入総額4,653万7,896円。2、歳出総額4,595万4,541円。3、歳入歳出差し引き額58万3,355円。5、実質収支額58万3,355円でございます。

202ページ、歳出を説明いたします。1、総務費の支出済み額3,437万8,223円。主に浄化槽の維持管理費、浄化槽の建設費でございます。

2、公債費の支出済み額1,157万6,318円。主に償還金元金、利子でございます。

歳出合計4,595万4,541円となります。

次に、200ページ、歳入の説明いたします。1、分担金及び負担金の収入済み額237万、収入未済額54万5,000円。主に浄化槽の分担金でございます。

2、使用料及び手数料の収入済み額1,839万5,022円、収入未済額128万6,517円。主に浄化槽の使用料でございます。

3、国庫支出金の収入済み額176万6,000円、未済額はありません。主に浄化槽整備事業補助金でございます。

4、繰入金の収入済み額2,145万1,972円、未済額はございません。

5、繰越金の収入済み額55万4,902円。主に前年度繰越金でございます。

6、諸収入はございません。

7、町債の収入済み額200万円。主に主に浄化槽の整備事業債でございます。

歳入合計4,653万7,896円、収入未済額183万1,517円となりました。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第66号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

225ページをお開きください。実質収支に関する調書についてでございます。1、歳入総額1億8,622万6,941円。2、歳出総額1億8,572万7,673円。3、歳入歳出差し引き額49万9,268円。5、実質収支49万9,268円でございます。

215ページ、歳出を説明いたします。1、総務費の支出済み額7,189万4,931円。主に職員の給与と施設のみりの里の維持管理費でございます。

2、公債費の支出済み額1億1,383万2,742円。主に償還元金、利子でございます。

歳出合計1億8,572万7,673円となります。

次に、213ページをお開きください。説明いたします。1、分担金及び負担金の収入済み額2,126万4,661円、収入未済額985万3,421円。主にみのりの里の施設の維持管理負担金、これは2町1村と下水道の分担金でございます。

2、使用料及び手数料の収入済み額5,560万1,028円、収入未済額289万6,392円。主に公共下水道使用料でございます。

3、繰入金の収入済み額8,022万2,773円、収入未済額はありません。

繰越金の収入済み額72万729円。主に前年度繰越金でございます。

5、諸収入の収入済み額101万7,750円。主にコンポスト費用、みのりの里の売上金でございます。

6、町債の収入済み額2,740万円。主に資本費平準化債の借入金でございます。

歳入合計1億8,622万6,941円、収入未済額1,274万9,813円となりました。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第67号、平成24年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度南部町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

平成24年度南部町水道事業会計決算報告書をごらんください。まず、1ページ、1、収益的収入及び支出についてでございますが、水道事業収益につきましては、営業収益と営業外収益を合わせまして、決算額1億8,803万3,757円、予算に対して150万2,243円の減額となりました。

次に、支出でございます。水道事業費用でございますが、営業費用と営業外費用、予備費を加えまして、決算額1億8,726万7,507円、予算額に対しまして226万8,493円の不用額となりました。

次に、2ページをごらんください。2の資本的収入及び支出についてでございますが、資本的収入につきましては、企業債、出資金、工事負担金、国県支出金合わせまして2億1,121万2,824円、予算額に対して921万9,176円の減額となりました。

次に、資本的支出でございますが、建設改良費、企業債償還金合わせまして、決算額1億6,566万3,219円、それに翌年度繰越額の1億3,091万2,658円を加え、予算額に対しまして459万1,123円の不用額となりました。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。数値は税抜きでございます。1の営業収益は、給水収益、受託工事収益、その他営業収益を合わせまして1億7,532万9,966円。

次に、2の営業費用でございますが、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、その他営業費用を合わせまして1億4,609万9,666円でございます。したがって、営業利益2,923万300円となっております。

次に、3の営業外収益でございますが、受取利息及び配当金、他会計補助金を合わせまして401万2,549円となっております。

次に、営業外費用でございますが、支払い利息及び企業債取り扱い諸費、雑支出、その他雑支出合わせまして3,742万5,650円となっております。

営業外利益は、△の3,341万3,101円となります。したがって、平成24年度の純利益は、△の418万2,801円になります。

次に、5ページをごらんください。平成24年度南部町水道事業剰余金計算書をごらんください。繰越利益剰余金△の1億893万8,262円に、当年度純利益△の418万2,801円を加えまして、1億1,312万1,063円となり、下段の平成24年度南部町水道事業剰余金処分計算書(案)のとおり翌年度に繰り越させていただきたいと思っております。

次に、6ページをごらんください。平成24年度南部町水道事業会計貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、1の固定資産、有形固定資産29億3,111万7,537円。

7ページの2目流動資産、現金預金、未収金、貯蔵品、その他流動資産を合わせまして2億4,914万6,405円、資産合計31億8,026万3,942円となります。

負債の部でございますが、3の固定負債はございません。

4の流動負債は、未払金、その他流動負債でございますが、合わせまして7,928万8,899円となります。その額が負債の合計となります。

資本の部でございますが、8ページをお開きください。5の資本は、自己資本金、借入資本金を合わせまして19億1,228万3,146円となっております。

6の剰余金でございますが、(1)の資本剰余金は、受贈財産評価額、国庫補助金、工事負担金、一般会計補助金、基金利子合わせまして12億9,951万3,649円となります。

(2)の利益剰余金でございますが、減債積立金、建設改良積立金、繰越利益剰余金年度末残高、当該年度純利益、利益剰余金、合わせまして△の1億1,082万1,752円となり、剰余金合計は11億8,869万1,897円となり、資本合計は31億97万5,043円。負債資本の合計は31億8,026万3,942円となります。

9ページからでございますが、平成24年度南部町水道事業報告となっております。今説明をいたしました詳細が記してございます。なお、概要の総括の抜粋でございますけど、本年度の給水人

口は前年度に比べ99人の減で1万1,158人となり、有収水量も昨年に比べ2万3,309トンの減で119万6,707トンになりました。

収益的収支につきましては、収益が1億7,934万3,000円、費用は1億8,352万5,000円となり、当期純利益は△の418万2,000円となりました。

資本的収支につきましては、収入が2億1,121万3,000円、支出が1億6,566万3,000円でございます。支出の主なものは水道統合事業の上野水源、上水道連絡管測量設計業務でございます。

なお、前年に比べて給水収益は増加しましたが、老朽化する施設の継続的な設備の投資が必要です。引き続き経費の節減を初め、経営基盤の安定・強化、安全で良質な水の安定供給に努めたいと思っております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第68号、平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

別紙の平成24年度南部町病院事業会計決算報告書をごらんいただきたいと思います。1ページ、1の収益的収入及び支出についてでございますが、まず、病院事業収益につきましては、医業収益と医業外収益を合わせまして決算額24億4,980万7,012円です。予算額に対しまして164万9,012円の増額となっております。

次に、支出でございます。病院事業費用でございますが、医業費用と医業外費用を加えまして、決算額23億4,182万8,914円、予算額に対しまして3,288万2,086円の不用額となっております。

次に、2ページをお願いいたします。2の資本的収入及び支出についてでございますが、上段の資本的収入については、補助金、企業債、合わせまして1,220万5,000円、予算額に対しまして530万円の減額となっております。

次に、資本的支出でございますが、建設改良費、企業債償還金、合わせまして1億6,435万7,183円、予算額に対しまして1万3,817円の不用額となっております。

この資本的収入と資本的支出の差額は、1億5,215万2,183円となります。この不足額は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。この数値は税抜きでございます。まず、1の医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせまして20億798万34円となっております。

次に、医業費用でございますが、給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費、研究研修費を合わせまして22億1,802万5,572円でございます。したがって、医業利益でございますが、マイナス2億1,004万5,538円となっております。

次に、3の医業外収益でございますが、受取利息配当金、他会計補助金、患者外給食収益、その他医業外収益を合わせまして4億3,406万1,820円となっております。

次に、4の医業外費用でございますが、支払い利息及び企業債取り扱い諸費、その他医業外費用を合わせまして1億1,714万3,128円となっております。医業外利益でございますが、3億1,691万8,692円となっております。

したがって、平成24年度の純利益は、1億687万3,154円になります。

4ページの平成24年度南部町病院事業剰余金処分計算書をごらんいただきたいと思います。前年度繰越利益剰余金であります。マイナス11億9,039万2,469円に当年度の剰余金1億687万3,154円を加えて、当年度の未処分利益剰余金はマイナス10億8,351万9,315円となり、下段の平成24年度南部町病院事業剰余金処分計算書(案)のとおり、翌年度に繰り越しをさせていただきたいということでございます。

次に、5ページをごらんください。平成24年度南部町病院事業貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、1の固定資産は、有形固定資産、投資を合わせまして40億5,428万9,019円となります。

次に、流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品を合わせまして5億8,394万786円。

資産合計は46億3,822万9,805円となります。

6ページの負債の部でございますが、3の固定負債はございません。

4の流動負債は、未払い金、その他流動負債、預かり金でございますが、合わせまして1億1,368万5,076円となっております。

その金額が負債合計となります。

資本の部でございます。5の資本金は、自己資本金、繰り入れ資本金、借入資本金であります。企業債を合わせまして45億1,300万1,752円となっております。

6の剰余金ですが、(1)の資本剰余金は、補助金、一般会計出資金、他会計負担金、受贈財産評価額、その他を合わせまして10億7,564万6,292円となります。

次に、7ページの利益剰余金でございますが、減債積立金、利益積立金、当年度未処分利益剰余金を合わせましてマイナス10億6,410万3,315円となり、剰余金合計は1,154万2,977円となります。

資本合計は45億2,454万4,729円となります。

負債資本金合計は46億3,822万9,805円となります。

今申しました流動資産5億8,394万786円から流動負債1億1,368万5,076円を引いた4億7,025万5,710円が、いわゆる余裕金でございます。

8ページでございますが、平成24年度南部町病院事業報告書となっております、今御説明をいたしました詳細を記してございます。

総括のところの概要でございますが、病院事業収益と病院事業費用の収支1億687万3,154円と、黒字決算を達成することができました。主な要因といたしましては総括事項に記載しておりますが、院長初め、職員一同で病院の健全経営を目標に努力したことも上げられると思っております。毎日、毎月経営に関する会議を開催し、病院全体での情報の共有化に努めております。また、アミノインデックス診察の中心に住民健診の増加が図られることは、病気の早期発見、早期治療につながり、地域の病院としての重要な役割であると思っております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第69号、平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

別冊の平成24年度南部町在宅生活支援事業会計決算報告書をごらんいただきたいと思っております。まず、第1ページでございます。1の収益的収入及び支出についてでございますが、在宅生活支援事業収益については、訪問看護収益とその他収益を合わせまして、決算額2,498万9,824円。予算に対しまして419万9,176円の減額でございます。

次に、支出でございますが、在宅生活支援事業費用でございますが、訪問看護費用とその他費用を合わせまして、決算額2,770万3,955円。予算額に対しまして148万5,045円の不用額となっております。

詳細につきましては、一番下の9ページの収益費用明細書にございますが、説明は省略させていただきます。

2ページの損益計算書をごらんいただきたいと思っております。この計算書は税抜きでございます。1の訪問看護収益は、居宅介護収益、訪問看護療養収益を合わせまして2,497万3,049

円となっております。

次に、2、訪問看護費用でございますが、給与費、材料費、経費を合わせまして2,762万1,198円でございます。訪問看護利益でございますが、マイナス264万8,149円となっております。

次に、3のその他収益でございますが、受取利息配当金として1万2,632円となっております。

次に、4のその他費用でございますが、雑費7万8,614円となっております。その他利益はマイナス6万5,982円となります。

したがって、当年度の純利益はマイナス271万4,131円となります。

3ページの平成24年度南部町在宅生活支援事業剰余金処分計算書をごらんください。繰り越し利益剰余金1,327万9,120円に当年度の純利益マイナス271万4,131円を加えて、当年度未処分利益剰余金は1,056万4,989円となります。下段の平成24年度南部町在宅生活支援事業剰余金処分計算書(案)のとおり、翌年度に繰り越させていただきたいと思っております。

続きまして、4ページでございますが、平成24年度南部町在宅生活支援事業貸借対照表をごらんください。資産の部でございますが、1の固定資産はございません。2の流動資産は、現金預金、未収金を合わせまして1,064万3,419円となっております。この額が資産合計でございます。

5ページの負債の部でございますが、3の固定負債はございません。

4の流動負債は、未払い金が7万8,430円、この金額が負債合計となっております。

次に、資本の部でございますが、資本合計が1,056万4,989円となっており、負債資本金合計は1,064万3,419円となります。

6ページからでございますが、平成24年度南部町在宅生活支援事業報告書となっております。今、御説明させていただいたものの詳細を記してございます。御審査のほど、よろしく願います。以上でございます。

○議長(青砥日出夫君) 副町長、陶山清孝君。

○副町長(陶山 清孝君) 議案第70号、南部町行財政運営審議会条例の一部改正……。

○議長(青砥日出夫君) 副町長、ちょっと待って。それに入る前に、ここでちょっと休憩をしたいと思います。15分まで休憩します。

午後2時57分休憩

午後 3 時 1 6 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

この際、平成 2 4 年度一般会計、特別会計及び事業会計について、決算審査の意見書が提出されていますので、審査の結果について須山代表監査委員の報告を求めます。

○監査委員（須山 啓己君） 監査委員の須山でございます。南部町 9 月定例議会を迎えまして、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づきまして、8 月 2 9 日付で提出をいたしました平成 2 4 年度の南部町一般会計、特別会計並びに事業会計の決算監査の結果及び監査意見について報告をいたします。

決算の審査に当たりましては、平成 2 5 年 7 月 1 7 日から 8 月 5 日までの 1 0 日間、南部町役場法勝寺庁舎におきまして、議会選出の細田議員とともに審査を実施をいたしました。

審査の対象は、平成 2 4 年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計と、財政健全化法に規定する財政健全化判断比率及びその算定基礎書類でございます。

次に、審査の概要でございますが、審査対象の審査に当たりましては、1 つ、決算の計数は正確か。2 つ、予算の執行は、効率的かつ適正になされているのか。3 つ、収入、支出の事務は、適正に執行されているか。4 つ、財産の取得、管理及び処分は適正か。5 つ、財政指標の算定に正確性及び客観性があるかなどの諸点について、関係諸帳簿及び証拠書類の照合精査をするとともに関係書類の提出を求め、関係部署の説明を聴取し、慎重に実施をいたしたところでございます。

審査のため説明を求めた部局、機関は、町長部局、すなわち総務課、税務課、企画政策課、町民生活課、健康福祉課、福祉事務所、産業課、建設課、上下水道課、出納室及び教育委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、病院事務局でございます。

次に、審査の結果について報告をいたします。1、審査計数の状況でございます。町長より提出されました決算書に基づき、歳入歳出、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないものと認めました。また、基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合して誤りのないことを確認いたしました。

2、一般会計、特別会計について。一般会計、特別会計の概要でございます。一般会計の決算額においては、歳入が 7 1 億 3, 2 3 8 万 6, 0 0 0 円、歳出が 6 8 億 4, 7 4 7 万 3, 0 0 0 円でありました。また、特別会計合計においては、歳入が 2 1 億 6, 4 7 2 万 8, 0 0 0 円、歳

出が20億1,911万4,000円でありました。

各会計別の実質収支では、一般会計が1億8,610万8,000円であり、特別会計では、国民健康保険会計が354万3,000円、介護サービス会計が1億4,003万9,000円、後期高齢者医療会計が8万1,000円、公共下水道会計が49万9,000円、農業集落排水会計が86万8,000円、浄化槽会計が58万3,000円となっております。このほか建設残土処分会計、墓苑会計及び住宅資金貸し付け会計の実質収支はゼロ円でありました。

会計別決算額の対前年度伸び率について特徴的なものは、一般会計の歳入では2.3%の減、歳出は1.4%の減であります。住宅資金貸し付け会計の歳入では68.7%の減、歳出が68.7%の減、介護サービス会計の歳入では444.3%の増、浄化槽会計の歳入では15.6%の増、歳出は15.7%の増、建設残土会計の歳入では1,621.6%の増、歳出が1,621.6%の増となっております。一般会計及び特別会計を合わせた平成24年度の歳入総額は、92億9,711万4,000円（対前年度比で0.9%の増）、歳出総額は88億6,658万7,000円（対前年度比で0.1%の増）の財政規模でございました。

一般会計について見ますと、前年度と比較して歳入の増額の大きなものは、財産収入の1億7,294万8,000円となっております。これに対して歳入の減額の大きなものは、寄附金の1億7,466万8,000円、国庫支出金の1億1,391万2,000円であります。

歳出の性質別支出で増額の大きなものは、投資及び出資貸付金の6,272万9,000円、繰入金の1億8,139万円となっております。これに対して歳出の減額の大きなものは、公債費の2億3,757万1,000円、普通建設事業の8,800万8,000円、積立金の9,562万5,000円となっております。

一般会計、特別会計の審査意見を申し述べます。

1、一般会計の経常収支比率においては、平成24年度は84.3%と前年度と比較して0.3%改善をされており、平成20年度以来おおむね毎年改善傾向にあります。経常収支比率の改善は、行財政改革の取り組みの結果を反映するものでもあるが、依然80%を超える高い指数であることから、財政力の柔軟性を持たせるためにも引き続き改善に取り組んでいただきたい。

2、一般会計の財政力指数は、平成19年度の0.292をピークに低下をしており、平成24年度では0.260と前年度と同じでありました。自主財源の拡大は容易ではありませんが、町財政の健全性を高めるためにも引き続き改善を行っていただきたい。また、平成27年度からの交付税の一本算定化に向けて財政改善の努力をされているところではありますが、財政力の向上については全組織的な課題として今後とも改善に取り組んでいただきたい。

3、公債費負担比率は、平成24年度は17.4%であり、前年度に比較して2.9%改善され、好ましい結果となっております。引き続き負担比率の低減に向け、努力していただきたい。

4、本年度、新たに積み立てられた基金は1億4,857万5,000円で、平成24年度末の基金残額は34億4,627万7,000円となっております。使途が定められた目的基金もありますが、健全な財政運営を実現するためにも今後とも財源確保に留意をしていただきたい。

5、地方債残高が年々減少し、24年度では前年度に比べ5億8,310万2,000円（前年度比4.92%）減の112億5,655万9,000円となっております。地方債残高の減少は実質公債費比率や公債費負担比率の改善につながるため、引き続き削減に留意をしていただきたい。

6、農業集落排水、公共下水、浄化槽整備事業において接続率の伸び悩みが認められます。町として今後どのように推進すべきかいま一度問い直し、方向性を明確にして対応をしていただきたい。

7、大きな災害の危険性が予測される場合、避難誘導やその後の対応に互いのマンパワーが必要とされます。災害からの迅速な避難や復旧に向けて民間の力や地域振興区の組織力を活用するなど、災害を最小限に食いとめる体制の再構築を検討していただきたい。

8、福祉事業の共同・共助の観点から、また世代間の交流と事業の効率化の点から児童館と児童クラブ及び老人館との連携など、従来の事業区分を超えた連携を行うことができないか検討していただきたい。

9、緑水湖周辺施設の利用者の減少が顕著であります。周辺施設相互の利用による相乗効果を上げるなどの新たなアイデアで利用者の増加を図られたい。また、今後の利用者の増加が期待できなく、あるべき設立の計画から乖離したものについては施設の集約化や是正を検討するなど、より効果的（実利的）な事業となるよう、検討をしていただきたい。

10、南部町活性化のための事業は期間限定的なものではなく、人口増加や雇用の拡大など、将来の発展につなげていくことが大切であります。子育て支援や空き家対策、資源の見直しなどを通じ、特色のある創造的な施策で明るく元気が継続するようなまちづくりに向け、さらに尽力をしていただきたい。

11、高齢化社会を迎え、介護予防施設を地域で支え合う資金が必要と考えます。住民ニーズや今後の人口構成を検討・分析し、地域ぐるみの介護予防を実現するため、社会福祉協議会や地域振興協議会との連携を強化することを検討していただきたい。

12、社会福祉法人伯耆の国への土地売却について、一部住民からこの施策を無効とするよう、

住民監査請求が提出されましたことは、この施策についての理解と説明が十分でなかったものと判断をされます。今後につきましては、住民監査請求などの異議を招くことのないよう、住民との信頼関係の強化に一層尽力をしていただきたい。

3、滞納に関する審査意見について申し述べます。

1、滞納における収入未済額については、一般会計では町民税、固定資産税、軽自動車税、保育料、公営住宅使用料、学校給食費、放課後児童健全育成負担金、生活保護費で計上されており、また、特別会計では国民健康保険税、住宅資金貸付金、下水道分担金・使用料、農業集落排水分担金・使用料、浄化槽分担金・使用料で計上をされております。現年度・過年度の滞納総額は2億3,575万4,000円であり、前年度の2億3,725万8,000円と比較して150万4,000円減少をしております。また、昨年に引き続き、本年度も666万円の不納欠損処理（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を行っております。

2、過年度の徴収率に関しては、住宅貸付金が1.8%、宅地貸付金が2.1%、公共下水道分担金が6.0%、農業集落排水分担金0.8%と、いずれも10%を下回る徴収率に終わっております。税等の公平性確保の観点から、徴収率改善に向け、一層の努力をしていただきたい。

3、昨年に引き続き、本年度も666万円の不納欠損処理（国民健康保険税を含む）を行っております。（平成23年度の不納欠損処理額は、2,015万7,000円でありました。）

町の限られた収入の減少であり、好ましいことではありません。その執行に際しては、未収金管理、滞納管理など徴収事務全般について各課が連携することにより不納欠損額の低減を図っていただきたい。

3、財政健全化判断比率について。町長より提出された基礎資料等に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。

健全化指標に関する監査意見でございます。

1、実質赤字比率について。平成24年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため算定されませんでした。

2、連結実質赤字比率について。全会計を連結した連結実質赤字額が発生しなかったことから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

3、実質公債費比率について。平成24年度の実質公債費比率は13.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っております。また、1.4%の改善がなされております。

4、将来負担比率について。平成24年度の将来負担比率は41.7%となっており、早期健

全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っております。また、平成23年度と比較すると35.4%の改善がなされております。

5、資金不足比率について。水道事業会計、病院事業会計、在宅生活支援事業会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足額は計上をされておられません。経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っております。

それぞれの指標について、早期健全化の基準内であることを確認いたしました。本年度における指標を昨年度と比較した場合、各指標とも良化しております。特に、昨年度に引き続き将来負担比率が改善されたことは重要な点であります。今後については、西伯病院及び水道事業の事業経営の安定化を図りつつ、人口減や一本算定による交付税の減少に対応できる財政とするため、引き続き財源確保や事業の効率化、経費節減など将来を見通した計画的な財政運営に取り組んでいただきたい。

4、水道事業会計について。水道事業会計の概要でございます。収支決算では、418万2,000円の当年度純損失が計上をされております。

総収益は、平成23年度の1億7,621万6,000円に対し、平成24年度では1億7,934万2,000円で1.8%の増となっております。このうち営業収益は、平成23年度の1億7,153万1,000円に対し、平成24年度は1億7,533万円で、2.2%の増となっております。

総費用では、平成23年度の1億8,122万7,000円に対し、平成24年度は1億8,352万4,000円で、1.3%の増となっております。営業費用では、平成23年度が1億4,409万8,000円に対し、平成24年度は1億4,609万9,000円で、1.4%の増となっております。

収益的収入及び支出で主なものは、営業収益の給水収益1億7,382万5,000円の収入と、営業費用の減価償却費8,629万3,000円、営業外費用の起債償還利息3,409万8,000円の支出でありました。

水道事業会計の監査意見でございます。

有収率は88.4%と、昨年度(23年度は87.8%)より0.6%改善をしております。目標である90%以上に向け、今後も漏水等の不明水解消に努め、漏水箇所の早期把握や早期修繕について対策を強化されたい。また、布設管や施設の老朽化も見られることから、長期的な視野に立ち、計画的な改修を検討していただきたい。

2、未収金は現年度分319万1,000円、過年度分1,089万4,000円であります。

前年度に比べ現年度分及び過年度分について徴収率が低下をしております。戸別訪問を行うなど、未収金の徴収事務を徹底し、特に過年度分の徴収率の改善に努めていただきたい。

3、限られた水道料金と、水道水を供給するための施設維持経費である水道事業において、健全な水道事業会計とするために料金改定が行われました。料金改定で負担増をお願いした町民に対し、料金改定を行った結果、水道事業会計がどのように改善したのかを報告する必要があります。早急に広報等により情報を開示し、水道事業の現状と今後の展望を示すとともに、引き続き健全な水道事業会計とするために努力をしていただきたい。

5、病院事業会計について。

1、病院事業会計の概要でございます。当年度純利益で見ますと23年度の611万9,000円の損失に対し、平成24年度は1億687万3,000円の純利益となっております。

総収益は、平成23年度の23億729万5,000円に対し、平成24年度は24億4,204万2,000円で、5.8%の増となっております。その主体をなす医業収益では、平成23年度の18億8,541万円に対し、平成24年度は20億798万円で、6.5%の増となっております。

総費用では、平成23年度の23億1,341万4,000円に対し、平成24年度は23億3,516万9,000円で、0.9%の増となっております。その主体をなす医業費用では、平成23年度が21億9,843万6,000円に対し、平成24年度は22億1,802万6,000円で、0.9%の増となっております。

病院事業会計の審査意見。

1、病院経営の基幹となる医業収益が、平成23年度の18億8,541万円に対し、平成24年度は20億798万円となり、大きく増加をしております。関係職員の努力の結果であり、大いに評価をするものでございます。医業費用は平成23年度の21億9,843万6,000円に対し、平成24年度は22億1,802万6,000円と、若干増加をしております。今後も医業費用の削減についても検討され、経営基盤の強化を図っていただきたい。

2、前年度に比べ、入院患者数は975人増の6万4,498人、外来患者数は1,084人増の7万891人となっております。病床利用率については、一般・療養・精神とも、23年度からいずれも改善をされております。今後も関係機関との緊密な連携を図りつつ、安定した病院経営に努力していただきたい。

3、西伯病院の医療活動が住民に理解され、安心と信頼がもたらされるように、さらに堅実な病院運営に取り組んでいただきたい。また、AICS（アミノインデックスがんスクリーニン

グ)などの予防検診にも積極的に取り組まれ、住民の健康維持と疾病の早期治療に尽力されたい。また、町内におられる透析が必要な方の負担を軽減するために、西伯病院で透析を行うことができないかを検討していただきたい。

6、在宅生活支援事業について。

在宅生活支援事業会計の概要でございます。収支決算では、271万4,000円の損失が計上をされております。

総収益は、平成23年度の2,413万8,000円に対し、平成24年度は2,498万6,000円で、3.5%の増となっております。

総費用は、平成23年度の2,410万7,000円に対し、平成24年度は2,770万円であり、14.9%の大幅な増となっております。

訪問看護収益を前年度と比較すると、収益では居宅介護が933万9,000円で、1.3%の減、訪問看護療養が1,563万4,000円で、6.6%の増となっております。費用で見ますと、訪問看護費用が2,762万1,000円で、15.0%の増となっております。患者数では、居宅介護が1,139人で、3.0%減少し、訪問看護療養については1,554人で、12.2%増加をしております。全体としては2,693人であり、昨年度に比べ134人、5.2%増加をしております。

在宅生活支援事業会計の審査意見。

1、訪問看護の患者数が増加をする反面、居宅介護は減少しております。患者数の変化や患者のニーズに対応できる弾力的な経営を検討され、事業的にも収支的にも安定した事業となるように努力をしていただきたい。

2、医療支援を目的とする本事業が、住みなれた地域での生活を望む住民に安心を提供できる意味は大きいと考えます。今後は在宅生活支援を必要とされる方の増加が考えられることから、西伯病院や他の地域医療機関の医療をバックに、安心感を伴った生活支援を提供する事業としての地位を確立をしていただきたい。

決算の審査報告は以上でございますが、平成24年度の決算は、先ほど報告いたしましたとおり、公債費負担比率や将来負担比率などの改善とともに、町債残高が減少するなど財政指標が改善をされており、好ましい結果となっております。

今後とも一つ一つの事業が年々改善され、より充実し、かつ有意義なものとなるよう要望をいたしまして、監査報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） これで監査報告を終わります。

引き続き、提案説明をお願いします。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第70号、南部町行財政運営審議会条例の一部改正についてでございます。次のとおり南部町行財政運営審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例改正でございますが、南部町行財政運営審議会委員の構成の一部を変更するための条例改正でございます。

申すまでもなく、これからの行財政改革の取り組みを進めるに当たりましては、これまで以上に広く一般住民の皆様のご意見を反映していくことが必要だということを視点にいたしまして、広く一般の町民の方からの意見を求めることができる委員構成にするものでございます。よろしく御審議いただきたいと思っております。

条例の施行日につきましては、平成25年10月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第71号を御提案申し上げます。南部町税条例の一部改正について。次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部が改正する省令が平成25年6月12日に公布されました。このことに伴って南部町税条例の一部の改正を行うものであります。

改正の内容の詳細につきましては税務課長の方から説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。それでは、南部町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

概要をまず最初に申し上げますと、このたびの改正は町民税に關しましての改正でございます。寄附金の控除の対象を広げることと、公的年金からの特別徴収制度の見直しと、金融商品の税率等の課税方式を均衡化するために、今まで町民税の課税対象でなかった公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外した上で配当割の課税対象といたしました。

それでは、新旧対照表の方をごらんいただきたいと思っております。まず、2ページでございます。

先ほど副町長の方が申しあげました地方税法の改正によるものということで御提案いたしました
が、実は、この第34条の7、これにつきましては地方税法の改正のための税条例の改正ではご
ざいませぬ。町単独での税条例の改正でございます。第34条の7、寄附金税額控除につきまし
ては、今まで所得税だけの対象であった寄附金を、鳥取県が対象範囲を拡大したのに伴い、社会
福祉協議会などへの寄附金も町民税の課税対象となるよう鳥取県と同一の対応をいたしました。

続きまして、第47条の2、新旧対照表でいいますと4ページからになります。こちらの方が
らが地方税法の改正に対応したものでございます。第47条の2は、個人の町民税を公的年金か
ら徴収することを規定しております。このたびの改正は町民税を公的年金から特別徴収、いわゆ
る年金からの天引きでございます。特別徴収をされている方が町外に転出された場合に、特別徴
収をやめて普通徴収に切りかえることとされておりました。それを転出されても年金からの天引き
を引き続き行うことといたしました。

5ページに入りまして、第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等でございますが、仮
徴収額を前年度分の本徴収額としていたものを前年度分の年税額の2分の1とし、本徴収と仮徴
収の平準化を図りました。

次に、5ページ下段からになりますが、附則の第7条の4から第20条の2までは、最初に申
し上げた金融商品の税率等の課税方式を均衡化するために、公社債などの利子等について、利子
割の課税対象から除外した上で配当割の課税対象とした改正で、条文を整理いたしました。公社
債、いわゆる国債などの利子や譲渡損失が上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算、それ
から繰り越し控除の特例を同様に受けられるようになりました。

議案書に返っていただきまして、20ページをお開きください。そちらの方に施行期日及び経
過措置ということで記載させていただいております。まず、第1条、この条例は、平成26年4
月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

以下、ちょっと要約をさせていただきます、寄附金の税額控除の対象を広げることにつきま
しては、平成26年度の町民税から適用となります。そして、年金からの特別徴収の変更につき
ましては、平成28年10月以降になり、公社債等の利子等の課税方法の変更は平成29年度の
町民税から適用になります。

簡単でございますが、以上、審議をよろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。続きまして、議案第72号、南部町国民健康保
険税条例の一部改正についてでございます。次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正

することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

これは地方税の一部を改正並びに地方税法施行令の一部を改正する省令の公布を受けまして、南部町国民健康保険税条例の一部を改正を行うものでございます。

改正内容の詳細につきましては担当でございます税務課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新旧対照表でいきますと、23ページから27ページにわたってになります。このたびの改正点は町民税の改正と同様に、公社債等の利子等について利子割の課税対象から除外した上で配当割の課税対象といたしました。国民健康保険税の所得金額を算出するために附則の第7項、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険の課税の特例から19項、最後までですが、までの条文を整理いたしました。

内容につきましては、先ほど町民税の部分で触れさせていただいた内容と全く同じでございます。

議案書の方に返っていただきまして、22ページの下段の方をごらんいただきたいと思います。附則といたしまして、この条例は、平成29年1月1日から施行し、適用区分ということでこちらの部分を要約いたしますと、平成29年度以降の国民健康保険税から適用となります。

簡単な御説明で申しわけございませんが、以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ここで地方自治法第117条の規定により、議長が除斥の対象となりますので、議長の交代をいたします。暫時休憩をいたします。

午後4時00分休憩

午後4時00分再開

○副議長（景山 浩君） それでは、再開いたします。議長と交代いたしました副議長の景山であります。

日程第26 議案第73号

○副議長（景山 浩君） 日程第26、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について。次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称、レストハウス、バーベキューハウス。2、指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町鴨部556番地、鴨部まこも友遊会、代表、青砥美穂子。3、指定管理の期間、平成25年10月1日から平成29年3月31日まで（3年6カ月）でございます。よろしく御審議ください。

○副議長（景山 浩君） 青砥議長の入場を許可いたします。議長交代のため暫時休憩します。

午後4時01分休憩

午後4時02分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第27 議案第74号 から 日程第30 議案第77号

○議長（青砥日出夫君） 続いて、日程第27、議案第74号から日程第30、議案第77号までの提案説明をお願いします。

議案第74号。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

議案第74号

平成25年度南部町一般会計補正予算（第3号）

平成25年度南部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,038,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年9月 6日

南部町長 坂本 昭文

平成25年9月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、南部町森林保養施設レストハウス・バーベキューハウス指定管理料でございます。期間は平成26年度から平成28年度まで。限度額といたしまして300万円でございます。

第3表、地方債の補正。追加でございます。起債の目的はリサイクルプラザ改良事業。限度額は2,090万円。起債の方法は証書借り入れ。利率は5%以内でございます。償還の方法は記載のとおりでございます。

10ページの方にお移りください。歳出の方から御説明申し上げます。主なものを御説明いたします。2款総務費、1項、1目一般管理費でございます。今回の場合、給与額の補正がございますが、これにつきましては費目間の移動がございました関係で出ておるものでございますので、給与につきましては今後の説明を省略させていただきます。補正額でございますが、968万6,000円を増額いたしまして、3億5,154万8,000円とするものでございます。賃金といたしまして117万9,000円を増額いたしますが、これにつきましては障がい者雇用対策の方で51万3,000円、それから臨時職員雇用の方で産休代替分として93万4,000円、このあたりが影響するものでございます。

4目CATV管理費でございます。300万円を補正をいたしまして、4,837万3,000円とするものでございます。これはCATVの支障移転でございまして、その工事請負費を計上するものでございます。

次に、9目公共施設整備基金費でございます。2,301万8,000円を増額いたしまして、2,816万2,000円とするものでございます。これは公共施設整備基金の方に、天津運動公園の売り上げ代金の方の積み立てを行うために計上するものでございます。

16目企画費でございます。3,161万1,000円を増額いたしまして、4億4,020万とするものでございます。主なものといたしまして負担金、補助及び交付金3,108万円で

ございますが、西部広域行政管理組合の方にリサイクルプラザの基幹改良分の負担金として2,208万円、それから住宅太陽光システムの設置ということで当初20件組んでおりましたが、件数を30件分を追加するというので901万2,000円を増額するものでございます。

諸費でございますが、2,877万6,000円を増額いたしまして、3,399万6,000円とするものでございます。これは償還金、利子及び割引料でございますが、福祉事務所の関係で24年度の事業費が確定した関係で、返還する必要がある金額を計上するものが主なものでございます。

それから、飛んでいただきまして、13ページの方をお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。委託料10万8,000円、備品購入費17万5,000円、負担金、補助及び交付金76万1,000円の減でございます。主なものにつきましては、消費者行政を西伯郡の方でまとめてNPO法人の方に委託するというので、その負担金の関係。それから、わが町支え愛活動支援事業の負担金補助及び交付金ということで、これは県の方から補助金をいただいてするようにしておりましたが、補助対象者の方に県の方が県分は直接払うということで減額するものでございます。

2目の障がい者福祉費でございます。152万6,000円を増額いたしまして、2億6,306万7,000円とするものでございます。主なものといたしまして、扶助費147万8,000円でございますが、補装具の交付事業ということで平成24年度に予定をしておられた方ができなくて25年度になったために今回補正で上げるものでございます。

それから、15ページの方にお移りください。4款衛生費でございます。1款1目保健衛生総務費でございます。報酬76万5,000円の減額でございますが、非常勤保健師の雇用ということで予定しておりましたが、保健師の採用ができませんでして、非常勤職員の関係でした関係で、その分を減額するものでございます。

それから、予防費でございますが、これは組み替えでございます。委託料の方を72万2,000円減額いたしまして、諸費の方に72万2,000円をお願いするものでございます。これは風疹予防接種事業をすることになりまして、そのために扶助費の方で組ませていただきましたが、それに対する予算を委託料の子宮頸がんの方のワクチン分から回させていただくようにするものでございます。

それから、その次の3目の健康増進費でございます。19万9,000円ですが、自殺対策緊急強化事業ということで、鬱病、あるいは自殺予防のPR用グッズをするということで、このたび組ませていただくものでございます。

それから、次、5款農林水産業費でございます。1項9目農地費でございます。208万円を増額いたしまして、1,773万6,000円とするものでございます。これはしっかり守る農林基盤整備事業ということで工事請負費、事業の実施をしたいということが確定いたしました関係で、不足分208万円を増額させていただくものでございます。

はぐっていただきまして、16ページでございます。5款農林水産業費の2項2目林業振興費でございます。公有財産120万円を増額いたしまして、6,500万7,000円とするものでございます。公有財産購入費で105万8,000円をお願いしております。これは広域基幹林道事業が7月15日の豪雨災害で被災した場所がございまして、そのこの工事に必要な用地を購入する費用でございます。

17ページの方ですが、7款土木費、6項1目公共下水道費でございます。288万1,000円を減額いたしまして、7,632万2,000円とするものでございます。これは公共下水道事業特別会計の方に繰出金を減額するものでございます。

8款消防費、1項1目非常備消防費でございます。82万5,000円を増額いたしまして、4億4,016万円とするものでございます。これは4月から5月にかけて火災が非常に多く発生いたしまして、そのために消防団の方の出動が多くなったということで、その手当を補正させていただくものでございます。

それから、その次の3目災害対策費でございますが、54万8,000円を増額いたしまして、600万3,000円とするものでございます。これは職員手当としておりますが、これは7月15日の豪雨災害の関係で職員の超勤、あるいは管理職の特勤手当でございます。

次の9款教育費でございます。1項2目事務局費でございます。賃金の方、121万円計上いたしております。それから、報償費の方で減額121万円としておりまして、これは予算の組み替えでございます。これは中学校の方にコミュニティスクール推進事業で1名の職員を配置するようにしてはりましたが、これを両中学校の者を合わせて1名としたために勤務時間数がふえた関係で報償費ではなく、賃金の方に組み替えたものでございます。

それから、9款教育費の2項の1目学校管理費でございます。賃金といたしまして30万2,000円の増額、それから、報償費として30万2,000円の減額ということで増減はございませんが、これは会見第二小学校図書館司書の関係で、病休があった関係でその分を職員を代替職員、臨時で雇いました関係で報酬から賃金の方に組み替えるものでございます。

はぐっていただきまして、18ページでございます。9款教育費の2項2目でございます。それから、その次の中学校費の教育振興費でございますが、これは合わせてでございますけども、

合計で5万円の増額補正をさせていただきます。これは寄附金がございまして、図書の購入に使ってほしいという寄附がございまして、これを各学校で使っていただきたいということでございますので、各学校に1万円ずつさせていただくということで、ちょっと細かい金額でございますが計上させていただいております。

それから、19ページでございますが、教育費の5項2目の体育施設費でございます。60万8,000円を増額いたしまして、882万5,000円とするものでございます。これは主に会見の方のグラウンドの管理事業、それから町民体育館の管理事業、東長田山村交流施設の管理事業としておりますが、それぞれの修繕費でございます。

7ページの方にお返りください。歳入の方を御説明いたします。

まず、12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金でございます。これはしっかり守る交付金の事業の分担金ということで、地元負担20%分を組ませていただいております。補正額41万6,000円で、661万2,000円とするものでございます。

次の14款の国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金でございますが、73万9,000円を増額いたしまして、3億5,688万7,000円とするものでございます。これは補装具の方の事業に係る分の2分の1ということでございます。

それから、同様に、次の県支出金でございますが、これも民生費の県負担金として先ほどと同じように4分の1の負担金でございますので、36万9,000円を増額させていただきまして、1億3,990万1,000円とするものでございます。

次の15款県支出金、2項1目総務費県補助金でございます。550万を増額いたしまして、6,732万7,000円とするものでございます。これは住宅用太陽光発電システムの方、先ほど歳出の方で御説明いたしましたが、その分につきまして県の方の補助金があるものでございます。それから、次の鳥取県の移住定住促進交付金でございますが、現在、空き家一括借り上げ事業を町の方で行っていますが、これに対しても県の方から補助金がつくということになりました関係で計上させてもらっているものでございます。

次の2目の民生費県補助金でございます。47万1,000円を減額いたしまして、7,120万7,000円とするものでございます。主なものとして、わが町支え愛活動支援補助金、減額の75万円でございますが、これは先ほど説明いたしましたように、直接に県の方から事業実施団体の方に補助金が行くということで、町の経由しなくなった関係でその分を減額させていただくものでございます。

それから、3目衛生費県補助金でございます。72万円を増額いたしまして、5,111万円

とするものでございます。主なものといたしまして、鳥取県風疹ワクチン接種の緊急助成補助金ということで、37万5,000円を計上するものでございます。

8ページをおはぐりください。県支出金、2項4目農林水産業費県補助金でございます。157万3,000円を減額いたしまして、1億7,227万7,000円とするものでございます。主なものといたしまして、農業費の補助金192万5,000円の減額でございますが、これはしっかり守る農林基盤交付金、先ほど歳出の方では増額しましたが、これが県の枠が決まっております、配分の関係で減額になるということでございます。207万9,000円の減額が主なものでございます。

それから、次の5目教育費県補助金でございますが、114万2,000円を増額いたしまして、1,598万9,000円とするものでございます。主なものといたしまして、社会教育費補助金の中で、家庭教育支援事業補助金、これにつきまして114万2,000円でございます。これは当初、額の確定はしてませんでしたので、今回額の確定で増額をさせていただくものでございます。

その次の7目の消防費県補助金でございますが、99万8,000円を増額いたしまして、199万8,000円とするものでございます。これも額の確定によりまして増額させていただくものでございます。

それから、16款財産収入でございます。2項1目不動産売り払い収入でございますが、1,277万円を増額いたしまして、1,277万1,000円とするものでございます。これは天津運動公園の関係での売り払い収入ということで計上するものでございます。

それから、17款の寄附金、1項3目教育費寄附金でございます。保健体育費寄附金ということで、県のサッカー協会の方から寄附金いただきまして体育備品整備費の指定寄附金ということで、40万円いただいておりますものでございます。

それから、20款諸収入、5項4目雑入でございます。1,543万7,000円を増額いたしまして、1億480万6,000円とするものでございます。主なものといたしまして、天津運動公園の移転補償費、それから国道180号改良損失補償金、広域連合からの精算金というのが主なものでございます。

あと、21款町債でございますが、1項4目の衛生費でございます。2,090万円を補正いたしまして、3,630万円とするものでございます。これはリサイクルプラザ改良事業ということで合併特例債を充てますが、従来は広域行政の方が一括して事業の方で起債とかそういう財源の手当てをしたりしておったわけでございますけども、各町に分けることで有利な起債が使える

るということで、今回からそういう手法をとるということになりました。合併特例債を使うことによって町の負担額が減ることがメリットとしてございます。

そうしますと、歳入を終わります、20ページの方をお開きください。給与費の明細の方でございます。補正前、補正後と、それから比較を書いております。20ページは特別職でございます。あと、人数的なものにつきましては異動はございません。金額的なものにつきましては、ここに上げておりますように、町との関係の共済費、それから、その他特別職での報酬面が変わっております。その他特別職は主に非常勤職員ということでございます。

それから、21ページの給与費明細書、これをつけておりますが、これは一般職の方でございます。補正前、補正後、それから比較としております。人数といたしまして、当初予算計上時より1名の減ということで、給料額1,950万7,000円、職員手当617万1,000円、合計2,567万8,000円の減でございますが、この内訳につきましては次ページの22ページのところにその内容を書いております。主に先ほど1名減と言いましたが、このほかに退職、異動に伴う増減というのが大きなものがございまして、他会計への異動の関係というのがございます。その内容につきましては、ここに記載しているとおりでございます。なお、給与のカットの関係でも影響がございまして、その影響分につきましては、ここに981万3,000円の減としておりますが、4級から6級が3.5%、1級から3級が3%のカットをしているところでございます。

それから、最後の23ページでございますが、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。今回の関係で、今年度中の起債発行見込み額が8億480万となりまして、当該年度中の償還見込み額を差し引きますと、当該年度、今年度末の見込み額は74億564万8,000円と見込んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第75号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長でございます。

議案第75号

平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,381千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月 6日

南部町長 坂本 昭文

平成25年9月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

4ページをお開きください。歳出から御説明いたします。3、歳出。総務費、目は一般管理費でございます。補正額△338万1,000円の減で、1,030万9,000円になります。これは職員の異動による減でございます。

続いて、2の維持管理費でございます。補正額100万円。計で2,945万5,000円でございます。これは180号線バイパスによる水路工事があり、その補償費が変更により100万円増額したものでございます。

合わせまして計で歳出は、総務費は補正がマイナスの238万1,000円、計で6,792万8,000円でございます。

上の2番の歳入でございます。3の繰入金目の1、これにより一般会計繰入金の減で、補正額が288万1,000円、計で7,632万2,000円ということになりました。

次に、款、諸収入でございます。1の雑入でプラス50万の補正で、計で254万1,000円。これは180号線の水路工事の補償工事100万円ありまして、その半額の50万円が県よりの補償金になりますので、これをプラスに入れております。

説明は終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 議案第76号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）。

企画課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画課長でございます。

議案第 76 号

平成 25 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

平成 25 年 9 月 6 日

南部町長 坂本 昭文

平成 25 年 9 月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

資料の 3 ページをお開きください。歳出補正予算事項別明細書でございます。このたびは歳入の方には変更はございませんので、歳出の御説明をさせていただきます。

総括表の 1 款の総務費でございますが、12 万 1,000 円の増額補正をさせていただきます。合計 5 億 9,394 万 7,000 円になるものでございます。これは鶴田のメガソーラーの公募債の発行をするに当たりまして、PR 用のポスターですとかチラシ、これを印刷するものでございます。

それから、2 款の公債費でございます。これは 50 万円減額するものでございますが、公募債の償還金利息、これは公募債の発行時期が来年の 1 月を予定しておりますところですから、その利息の払い、これが 26 年度になるということございまして、今年度分については減額をさせていただきます。

3 款の予備費でございます。その相違の 37 万 9,000 円を補正をいたしまして、合計 4 万 3,000 円に補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第 77 号、平成 25 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）。

病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第 77 号、平成 25 年度南部町の病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明させていただきます。

第 1 条、平成 25 年度南部町の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。（資本的収

入額が資本的支出額に対して不足する額2億87万4,000円は過年度分損益留保勘定資金をもって補てんするものとする。)

まず、収入は、資本的収入の方でございますが、第2項企業債について2,280万円増額し、3億6,224万1,000円とするものです。

支出の方でございますが、資本的支出、第1項建設改良費について、2,291万6,000円を増額し、5億6,311万5,000円とするものです。

次に、2ページをごらんください。企業債の補正。第3条、予算第5条で定めた起債の限度額を次のとおり補正する。これは医療機器等の整備を目的とする起債について、限度額が補正前2億7,780万円であったものを2,280万円増額し、補正後の限度額を3億60万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして、4ページ、平成25年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)実施計画でございます。先ほど御説明いたしました収入の補正額2,280万円は、第2項の企業債からの受け入れでございます。

支出の方でございますが、補正額2,291万6,000円で、第1項建設改良費の増額でございます。

詳細は8ページをごらんください。建設改良費、1、固定資産購入費として192万2,000円。これは説明欄にD I C O M変換装置としておりますが、内視鏡検査の画像を変換する装置の購入費でございます。

2、病院改築事業費として2,099万4,000円。これは電子カルテ用サーバーの電源及びサーバー室の空調設備増設工事のため必要となったものです。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(青砥日出夫君) 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ時間を延長しておきます。

提案説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑は、会議規則54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなっておりますので、総括的な質疑をお願いをしておきます。

議案第57号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この24年度決算資料という大きな資料でお尋ねしますが、基金のまとめたところがありました。8ページの特別会計の国民健康保険基金の24年度末の基金残高が5,500万余りです。それで、私がお聞きしたいのは25年度積立額見込みと、取り崩し予定額と、25年度末見込み額というところがわざわざ記載してありまして、これが現状の実態とは違うのではないかと思います。こういう記載をされた理由がどういうことなのかということをお尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。ここにつきましては、予算額を入れていると思っております。5万円につきましては基金の利息の関係で予算が組んであったと思いき、1,000円については崩す関係で、項目予算の関係で1,000円つけているということで、予算額をここに入れさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 25年度の予算も当初が、6月で国民健康保険のきちんとした会計がスタートしているわけですから、もうこの議会に出す資料としては25年度の当初というのはちょっとまずいのではないかと思います。こういう記載は改めるべきではないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。これは決算書でございますが、金額は、25年度の積立額はまだ決まっておりません。25年度が終わらないと利息の計算ができませんのでわからないこととございますし、当然、取り崩し予定につきましても今年度の会計の中で今後また、多分補正が出てくるとは思いますが、現在時点で確定しているものはございませんので、ここはこういう書き方をさせていただくしかないと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほか、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 4点あります。まず、1点目、地方交付税についてです。地方交付税では、平成24年度の決算資料、A3判の10ページに執行部の方から、地方交付税のこれまでの推移等について資料を出してくれております。今回、ここに書いてあるように算定がえでは10年間、今後、よく言われるのは交付税が減ってくるのでということを行っているわけですね。見通しといっても今までの激変緩和措置を講じた数値しか教えてくださらないと思うんですけども、私はここで特別交付税の問題ですね。平成24年度には5億4,848万4,000円が交付されたと書いてあります。よく聞くのは、特別交付税は何が来るかよくわからない。こ

ういうふうにおっしゃるんですけども、前回までの議会の中では、例えば地域振興協議会に出している交付金の中の集落支援費は、全額特交で出ていたというようなこととかがあるわけですよ。少なくともこれは予想ではなくて平成24年度の決算ですから、この5億4,848万4,000円というのは、一体どのような基準で出されているのかと。これ、わからへんかったら組みめないと思うんですね。これを出せる範囲で出していただきたいという点についてどうか。それと同時に、町長は、今後交付税の減額が予想されるので非常に厳しい運営になってくると思うと。そのことが住民負担増につながることを非常に懸念するわけです。そういう意味でいえば、これまで10年間の推移を見てきまして、町長が今後続く激変緩和措置等について、どのような町政でいこうとしているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、2点目は、今回、平成24年度の決算を見ておきますと、保育園の民営化の問題が起こっています。特に保育園を民営化することによって1億8,524万でしたか、これが民営化されたところに出されているわけです。決算を審査する側とすれば、これが本当に今までの直営でしたのと民営化によってどのような効果があったのか、町の言う。そこを出していただきたい。少なくとも今回の予算が初めてではないでしょうか、そういう点からいえば、それについて、もし後で委員会等を出せるならそれでも結構ですが、それを出していただきたいということです。

3つ目は、緑水園の問題です。今回、この24年度の予算では株式会社になりました。住民からよく聞かれることは、これまで地域振興会から株式会社になって、どのように町との関係になるのかというようなことをよく聞かれるわけですね。先ほども報告がありましたが、今回、緑水園の決算も出ているんですけども、先ほどの法人からの状況の話では、中で444万でしたか、赤字が出ているわけですね。それで、地方自治法の定義による法人が報告するという、いわゆる町が出資している法人については、ここで決算等を報告するということは、町長、これ明らかにしとっていただきたいのは、少なくともこの運営状況によっては最終的には住民負担になってくるからきちんと法人の報告をしている。ということになれば、緑水園は株式会社になってもその責任は町にあるのだと。このことが住民にはよくわからないと言われているんですが、その点についてどうでしょうか。いわゆる緑水園が赤字出たら町がかぶるんですよ、そういうふうに言っているのかという点ですね。それと、ちなみに今回444万は、決算で出ていてよくわからないんですけども、平成24年度の赤字分はどのように処理なされたんでしょうかということをお聞きしておきます。

それと、4点目、これは今回24年度の決算ですが、その中で前回の臨時議会でありましたゆうらくの土地問題です。それで、平成24年度の決算の最後の方についている財産に関する調書

のところを見てみましたら、普通財産として減額の1万4,593平米ですね、単位は、こういうふうになっているわけですよ。ちなみに23年度を見た場合は、23年度は1万4,431平米の行政財産が普通財産に変わりましたよという項目あるんですね。ここで聞きしておかないといけないと思うのは、平成23年の決算というのは、平成24年の9月に出たときにこういうふう書いてあるのに、この時点で2筆落ちていたということは知っていたわけですよ。どうしてそのときに言わなかったんですか、率直な疑問です。これはどうして聞くかということ、2筆が間違っていたことに対して議会がどうであったのかということも、厳しくこの間説明会で問われたわけなんですよ。ということになれば、事務的な手続として気のつくところがあったのに、どうしてこの場合、このまま知らん顔しておったのかということについての説明を求めます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。特別交付税の関係で御質問をいただきました。特別交付税の関係でルール分と、あと特別財政需要で上げたものというのがあるとは思いますが、特別交付税の関係でルール分については額が確定したもので来るわけでございますが、特別財政需要で上がったものについてはうちが上げたものの中から、その合計の中から配分されるということですので、何に幾ら充たっているかがわからないということになります。ルール分で大きなものといいますと病院の関係、精神病棟の関係、病床数の関係で、例えば1億3,455万とか、町民生活保護の関係で、7,900……（発言する者あり）この表ですか、これは議長の方に照会してやってください。特別財政需要の方で大きなもので上げているのは、保育の負担軽減とか、公益法人の組織変更、あるいはゆうらくの整備事業、それから公設民営保育園の運営事業という格好で、この中の一般財源部分というのを上げているわけでございます。これにつきましては、この中で幾らが算定されたということはわからないということでございます。

それから、財産の関係の調書のところでございますが、面積、昨年時点でわかっているんじゃないかということでございますけども、この前の臨時会するときにもお話ししましたように、この分につきましては今回の整理の中に承知した関係でございまして、法的にはそのあった面積そのもので普通財産の方を考えておりましたので、このまま計上させていただいたと。今回については、8月の方でさせていただいておりますので、正しいもので書かせていただいているということでございますので、御了解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。緑水園が株式会社になって、町とはどのよ

うな関係かということですが、町は緑水園の株主ということですので、緑水園と町との関係は株主とその株の株式会社と、そういうような関係であると認識をいたしております。

それと、報告ということですが、一般財団法人並びに株式会社になりましても、議会の方にその決算については報告をするという規定がありますので、今後についても、株式会社になりましても法人の報告の方はするということになると思っております。

それから、24年度の赤字処理ということですが、これにつきましては現在残余財産の確定の作業をしていただいております。その残余財産部分での赤字について、その中で調整をされるというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今後、どのような財政を考えておられるのかと、交付税の削減についてお尋ねでございますが、大体、10年間は西伯町や会見町がそのまま存続したものと前提にいたしまして、それを加えて交付税の交付を受けると。それから、そこから5年かけて徐々に一本算定、南部町に向けての一本算定になるということで、5年間かけて激変緩和措置をかけて、都合15年で南部町一本算定に移っていくということです。大体、試算をするようになっているわけです、交付税申請するときに。別々でやった場合と一本でやった場合の試算をするようになっております。大体、私の見込みで5億円、一本算定になれば今よりも交付税が減るということになるわけでありませう。

お手元の決算資料ですね、いい資料をつくっていただいたわけでございます。これの12ページをちょっとおはぐりいただきたいと思っております。その12ページの一番下の表でございますが、黒っぽい棒グラフが起債の残高でございます。それから、下のチェックの入っておりますこれが基金の残高、それから、その上に乗っております網かけの部分が算入交付税の額ということで説明をいたしました。見ていただきますと、まず起債の残高、黒い棒グラフが徐々に右肩下がりになっております。これは繰り上げ償還をしたり、いろいろして起債の残高が減っておると。それから、新しく発行するものもできるだけ抑えてやっておるということでございます。それから、基金でございます。下の四角のものでございますが、基金は平成19年度16億5,400万、これが24年度で33億8,300万ということで、基金は徐々に積み増しをしてきておるということでございます。そして、算入交付税というのが、いわゆる後で面倒見るので町の方で借りておけという、国の面倒を見ていただくものでございますけれども、これがここに51億6,800万となっております、結局、24年度末で74億2,600万の起債があつて、基金と、

それから、国が面倒を見ますよというものを足しますと、そこに明らかに差がついてきているわけです。結局、こういうことをできるだけ早急にやって、影響を緩和するように取り組んでいかないといけないのではないかとというぐあいに考えております。それが1点目の財政運営に対する考え方であります。

それから、2点目でございますけれども、行財政改革のさらなる継続ということでございます。これは永遠の課題でございます、ややもするとマンネリ化をする可能性があるわけでありまして、いつも言っておりますとマンネリに陥りやすいわけでありまして、このたびも審議会の委員さん、メンバーを入れかえて新たなまた気持ちで、行財政改革を進めていこうというような取り組みも進めていきたいと思っております。

それと、3点目でございますけれども、今、社会保障と税の一体改革でいろいろ、消費税の増税ということについて議論がなされております。そのような国家を挙げてこの財政危機に対応するというようなことが一方であるわけでございますから、そういうことにも新たな財源に期待をしたいと、このように考えております。

大ざっぱな話ですけれどもそういうことを考えながら、できるだけ町民の皆様へ直接的な影響が及ばないような財政運営をしていかんといけんということ考えておるところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 保育園の民営化の差額というのは出んな、すぐは。先ほど真壁議員の方から民営化したのと町でやるのとでの差額がどうなのかという話がありました。すぐ出ないと思いますので、それについては宿題にしていきたいと思えます。

真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 1つ目の地方交付税について、今後、交付税が削減される中で町長がどのように考えているか。恐らく一本算定されたら5億近く減ってくるのではないかと。そういう中で、行財政改革やほかの財源を当てにしたい。こういうふうに言ったんですけれども、今、町長の聞いたことを聞いて、また一般質問等で今度私たちも意見交換をしたいと思うのですが、一つは、少なくとも今基金が残ってきたり、町財政の分析なんかも比較的良好な方に向いているのではないかとというふうに、私もそんなふうに指標を見て思いました。これは町の職員や町長が何とかしたいという努力もあったと思うのですが、その中では住民が結構な、財政困難で、いわゆる公費を削減の中で住民が結構な負担をしながらもこういうふうな町財政に協力しているという、町長、そういう感覚持っておられますか。これは一般会計なんですけれども、国保や水道会計、公共料金が上がってくる中で前にもまして年金等減る中で住民が大変だというときに、今、今後、地方財政も減ってくるんだけれども、この財政の健全化は誰のためにするのかといえば、

町長、最後におっしゃったように直接町民に影響及ばないように。できれば町民への公共料金を少なくしていくために、今ある財源をどう使っているかとか、そのような立場に立ってほしいと思うが、その点についてどう考えているかということをお聞きするのが1つ。

それと、もう一つの特別交付税は、ルール分は出せるけれどもほかのはわからないとおっしゃいましたが、特別交付税で地域振興協議会の分ははっきりと特別交付税出るとおっしゃいましたよ。あなた方の言っていることは、ルール分は出るけどほかのもん出ないということになったら、特別交付税で集落支援員が出ているお金も、全額来てるということははっきりと言えないということになっちゃいますよね。だから、言っているのは、あなた方がこの5億何ぼで出ている金額は、何と何と何だというふうに考えているということで結構ですから、それを出していただきたい。議長、よろしくお願いいたします。それが出せるのかということですね。

それと、町長、先ほど産業課の課長には緑水園についての考え方を聞きました。これは以前にもお聞きしてきたことです。今、町長にお聞きしているのは、緑水園が赤字になったときには、以前と同じですよ、これは町が責任を持つのだと。課長、そういうことを言っているわけですよ。はっきりとそういうことを言っておかなければ、住民から見れば今後どうなるのかという問題があるんですよ。そういう点から見たら、今回の444万は赤字出ているけれども、何とか赤字にならないように自分たちの方で努力しろと、今言っている段階だというふうに理解していいんですか。そのことについてお聞きをいたします。

特別交付税の先ほどの中身について、決算ですから出ないのはおかしいと思いますので、それを出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。資料的に出せるものは出したいと思いますので、先ほど集落支援の関係ありましたが、ルール分で見えてありまして、24年度で3,117万5,000円ありますので、ルール分は確定したもので出せると思います。あと、先ほど申されましたように、特別の財政需要の分はこちらの方が出したということですので、それについてどれだけということはわかりませんので、その出したということを金額はお示しできると思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。誤解があってはなりませんので、もう一度私の方でお話の方をさせていただきます。財団法人の南部町地域振興会の決算の報告をしまして、440何がしかの赤字が出ているということを御報告させていただきました。これについては町

の方がそれを補填するというものではございません。あくまでも財団法人の決算の中で処理をしていただくというものでございます。先ほど申し上げましたように、今、清算決議を行っていただいています。残余財産が幾らあるかということの最終的な金額の確定をしていただいております。その中で、これが決算をされていくというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。住民が御協力をいただいて、この財政健全化の成果も上がっておるということでございます。そういう認識を私も持つておるわけでございます。成果が上がったので住民負担を安くする考えはないかということでございますけれども、それぞれの事業などの取り組みにおいて、十分ではないにせよ、町政の遂行の中で、住民への還元というものは十分ではなくても相当程度されておると。いわゆる負担した税と、それから受けるサービスは決算の内容を見ていただければよくわかるのではないかと考えております。（サイレン吹鳴）住民負担を安くする考えはないかということですが、極端にその他の自治体などよりも南部町の皆さんの負担が多いというようなことについては、これは十分検討していく必要があると、このように考えております。

それから、特交をちょっと誤解しておられるのではないかとこのように思います。ルール分というのは、いわゆる交付税法の中に列記してある項目があります。このものについては間違いなく来ております。これがルールでありますので、来ています。そのほかにあれもした、これもした、書いてないものについて総務課の方、財政の方で列記をして出すわけです。そうしますと、それについて幾らかははっきりわからない、ルールにはない、はっきりわからない金額がぼんと来るという意味であります。そういうことでございますので、はっきりこれは何ぼだということは言えないということです。集落支援員のものももうルール化されております。したがって、それはきちんとしているわけです。

それから、もう1点、緑水園の赤字、町が責任を持つかということですが、さっき言ったのは財団法人の赤字であります。財団法人の赤字は、それまでの黒字もありますから、そこで精算しますと差し引き黒字になります。終わりです、黒字で終わる。それから、今度は株式会社の決算については、これは株式会社の方で責任を持っていただかんといけんということであります。町が責任を持つために、その報告をさせるのかということでしたけれども、それは株主でありますから、町が。町が株主ですから、町に報告をしていただくというぐあいに私は理解しております。運営において赤字が走ったということについては、町は出資した額の範囲内で責任を負うと

いうことになろうと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます、12番。2点ちょっとお聞きするんですので、よろしくお願ひします。この分厚い分ですね、これの55と56ページに記載がされているところでまずお聞きします。

選挙のことなんです。町長・町議選挙、それから、衆議院の選挙費が載っておりますね。私、その中で、報酬だとか職員手当、報償費、需用費、役務費、委託料、載っていますね。私は、この中で1点だけお聞きしたいのはなぜかという、町の公民館的な施設ですね、公民館のそのこの法勝寺はさいはく分館ですか、それから天津の交流センター、ここは地域振興協議会に指定管理がされていますね。以前、実は議会と、それから7つの振興協議会の会長、副会長と意見交換というんですか、懇談やったんです。そのときに、いわゆる指定管理を受けておって……。

○議長（青砥日出夫君） 端的にお願いします。

○議員（12番 亀尾 共三君） 借り上げ料の収入ともらった分、そして、光熱水費もそれは地域振興協議会の中で賄わんといけんということで、天津なんかはやればやるほど、利用がふえればふえるほど赤字になって困ると。それはなぜかという、指定されているところは使用料はもらわないということになっているんで、そこが使われると赤字がふえるというんです。

そこで聞くんですけども、選挙で投票所になってましたね、さいはく分館。それから天津の交流センター、ここで会場借り上げ料か、借料というんですか、それが出てるのかどうなのか。もし、出てないなら、当然、これは選挙費用の中から払うべきだと思うんですが、どうなのかということが1点。

それから、資料が飛ぶんで申しわけないんだけど、この事業報告書の中の228ページに載っているんですけども、生活相談員設置事業、これ宮前隣保館が載っているんです。それを私、見ると、この中でどういうことを事業内容にされているか見ますと、生活・福祉・教育・健康・就労・人権・独居高齢社宅の訪問等となっているんです。これは、ここの町内全般にこういう事業をやるべきだと思うんです。今、生活困窮に本当に大変な状況なんです。私、一般質問でやるんですけども、指定をするのは、町全体に取り組んだらどうかということの考えはないかということ。

それから、もう1点、追加です。それと、実は以前、議会の方へ町の情報公開をやってくださいという陳情が出ておりました。これはどういうことかといいますと、SANチャンネルで報道されていますね。これを私が見ますと、これが上がっているのが、ここにも書いてあるんですけど

ども、町の政治意識を高めたいということで上がっているんですよ。私は、今のこの議会の報道について、やはり日南町なんかでは全ての委員会なんかも放映しているんですよ。財政的なことがあるというような理由でS A Nチャンネルの方からも上がったんですが、私は、やはりそれを主体にしてやるべきだと言うんですが、町長、これをやはりやるのが町民の政治意識を高めることであり、生活に直結してることですからやるべきだと思うんですが、どうなんでしょうか。この3点をお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。現在、指定管理しているところに借上げ料を出してるかということでございますが、出しておりません。そういう考えもなかったんですけども、これは今の中で公のために使う格好の中で今まで支払っておりませんので、従来からの格好でそういう格好としております。払っておりません。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。生活相談員の関係ですけど、これは生活保護の関係で通告をいただいておりますな、そこでお答えさせていただきます。

それから、S A Nチャンネルについてですけれども、これは私ども、いわゆる執行部がこれを直営でやれば、恣意的な放映をやっておるといような誤解を受けてはならないといようなことから切り離れたわけです。報道の自由といようなことがあるといように考えまして、N P O法人をつくっていただいて、そこで運営をしていただいております。これはしたがいまして、N P O法人などの契約内容といようなことにもなるかもわかりません。私は、どうのこうのといことをすぐお答え言って、それが実現できることではないと思います。それは議会の御意見もあると思います。それから、運営しておりますS A Nチャンネルそのものの考え方もあるだろうとい思うわけでして、そういうところの御判断にある程度委ねたいとい思います。政治意識を高めるといことは結構なことですけれども、この議会の放映ばかりが政治意識を高めるといではないだろうとい思っております。いろんな手法で政治意識を高めていくべきではないかとい思っています。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほどの借上げのことなんですけど、総務課長から答弁もらって、出しておられないといことははっきりしました。今後、実際あれなんですよ、利用がふえればふえるほど採算に合わんというんですか、手出しになるといことなんで、どうでしょう、選挙の1日分ぐらいは当然出すべきじゃないですかと思うんですが……。

- 議長（青砥日出夫君） 質問に終始してください。
- 議員（12番 亀尾 共三君） だから、今後は出す考えがあるのかないのか、そのこと。
- 議長（青砥日出夫君） 質問ではない……。
- 議員（12番 亀尾 共三君） それから、先ほど町長の答弁でS A Nチャンネルの議会の放映のことなんですが、これは全てを委ねるとのことじゃなくて交渉する、そういう考えがあるのかなのか、この点を再度お聞きします。
- 議長（青砥日出夫君） 最初の分は質問ではございませんので、ここで結論が出る問題ではないと思います。だから、答える必要がない。
- 議員（12番 亀尾 共三君） 何のために質疑する。時間の無駄。
- 議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。
- 総務課長（加藤 晃君） 先ほど亀尾議員さんからの今後払うかどうかという話なんですが、ちょっと今、長尾専門員の方からも聞いたところなんですけども、最初の算定の中に過去3年の実績の中からやっているということもございますので、費用をはじくときにですね。またその中にも入っている中でございますし、今のところはそういう選挙のときだけに限って出すという考えは持っておりません。以上です。
- 議長（青砥日出夫君） 議案第58号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
- 5番、植田均君。
- 議員（5番 植田 均君） 決算書の108ページ、税の収入済み額と、不納欠損と、収入未済額と、調定額から見て収入未済額というのが高い率になっていると思いますが、最初の報告で徴収率を93.3%というふうに聞いたと思いますが、これを現年分と過年度分と合わせたものというふうに聞いたように思いますが、その点、確認したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（青砥日出夫君） 植田議員、もうちょっとマイクに近づいて言ってください。
- 町民生活課長、仲田磨理子君。
- 町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。説明の中では、収入済み額が現年度分と滞納繰り越し分を合わせました金額で、収納率につきましては現年度分だけの収納率でございます。
- 議長（青砥日出夫君） 議案第59号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第60号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

5番、植田均君。マイク。

○議員（5番 植田 均君） 済みません。24年度南部町介護サービス事業特別会計の決算ですけれども、ちょっとそのページを今めくることができませんけれども、歳入として1億7,000万円の歳入を一般会計からこの特別会計に繰り入れたという決算だったと思いますけれども、この24年度決算で、この前の議会説明会で住民から疑問の声がたくさん出されたんですけれども、なぜ執行部、町長は知っていて、この前の議会まで延ばしたのかということが大きな疑問として出されたんですよ。私、その点をいま一度明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 何だそりゃ。（発言する者あり）いや、次、進んでください。

次、進みます。

議案第60号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 60号では、1億7,000万のお金が入っていたんですけども、これ、私、ちょっとよくわからないんですけども、寄附金と土地代がありましたよね。寄附金と土地代を全てこの介護サービスに入れなかったという理由は何なんですか。この介護サービスの会計で一番おかしいと思うのは、お金を全部返しますよと言ったんだけど、入れなかった理由は何でしたか。それと、今もここに1億幾らが残っていますよね。それは24年度決算だからか。そこに寄附金と土地代を入れなかった理由です。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。土地代については普通財産として総務課の方が売却したという格好になって、一般会計で受け入れたということでございます。それで、繰り上げ償還の財源として、一般会計の方からこの特別会計の方へ繰り出すという手続をとりました。また、その寄附金についても一般寄附金ですので、一般会計の方で受けさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ごめんなさい、無駄に時間使う気ないんですけども、私が言っているのは、これで全部を返すと言っているんだから、普通の感覚でしたら特別介護サービスに全部入れておいていいのに、どうして入れないのかって聞いているんですよ。寄附金とか入れるんじゃないくて、どうしてそういうふう処理しなかったのか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。1億8,000万につきましては23年度にもらっているわけでございますけども、これについてはそのときに繰り上げ償還の予定がございませんでしたから、とりあえず減債基金の方に積み立ててあるということでございます。現在、1億7,000万の方で起債償還の関係の必要な分がわからないわけでございますので、現時点で1億8,000万そこに繰り入れる必要がないということで、減債基金の中にあるということでございます。必要があればそこから出してするということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 議案第61号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第62号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第63号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第64号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第65号、平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第66号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第67号、平成24年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第68号、平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第69号、平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第70号、南部町行財政運営審議会条例の一部改正について、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この南部町の財政運営審議会条例の一部改正ですけれども、先ほど一般会計の決算にかかわって、町長はこの行財政運営を新しく考える、そういう審議会なんだという位置づけを示されたと思いますけれども、町長が全員指名するというあり方というのはちょっと、いいんでしょうかねという疑問も持つんですよ。お手挙げもあっていいのではないかと、そういう幅広い意見を求めていく姿勢が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。そういう趣旨から、今回一般公募の方をふやすということで、今回の条例改正をお願いしているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第71号、南部町税条例の一部改正について。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の南部町の税条例の中身を見ますと、1つには、南部町の単独の部分と、それから47条の2から始まる部分では、地方税法にかかわるという関係という説明だったと思います。それで、町の単独で37条の7でしたか、そこは県の条例に合わせたという説明だったと思いますけれども、その説明がちょっと、委員会で聞くべき中身かもしれませんが……。

○議長（青砥日出夫君） そうしてください。

○議員（5番 植田 均君） 少しさわりの部分でもよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。さわりの部分だけをちょっとお話しさせていただきます。ことしの2月、県の定例の県議会がございまして、今まで所得税だけで税額控除の対象となっていたものというのが県の方が対象範囲を広げて、それに伴いまして、いわゆる住民税ということで町民税、県民税を合わせて町県民税ということで徴収しております。その関

係で、県の方だけが指定して町の方が指定しないということになれば、納税者の方に不利益があるのではないかとということで納税者の方に利益があるようにということで、県と同じように対象範囲を広げたわけでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 議案第72号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） ここで、地方自治法第117条の規定により、議長が除斥の対象となりますので……（発言する者あり）言っておりますので、暫時休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時26分再開

○副議長（景山 浩君） 再開いたします。議長と交代いたしました副議長の景山であります。日程第26、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 青砥議長の入場を許可します。

議長交代のため、暫時休憩します。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

議案第74号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第3号）、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 補正予算説明資料の32ページです。私が聞きたいのは、しっかり守る農林基盤整備事業というので、これは県の交付金ですけれども、今回の補正では207万9,000円が減額補正となっております。これがなぜ減るのかという理屈がわからないんです。それをあわせて一般財源も減っておりますが、この辺のからくりを教えていただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、今回あれですけれども、個別質疑ですからね、それは。もう絶対委員会ですよ、大体。

建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。これは、ここに補助率は幾ら幾らと書いてございますけども、非常に、言ってみれば人気のある事業でございます。皆さんの御要望がどうも各町から上がっているようでございまして、県の方はそういう意味で少し補助率を下げた格好で各町に補助を出すという格好にして苦勞しておられるようでございます。そういう結果で少し補助金が減ったという格好でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第75号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第76号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第77号、平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） なしと認めます。

お諮りいたします。本日、上程議案について議案説明は終わりましたが、質疑を保留のまま、会議規則第49条の規定により、10日の会議に議事を継続したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の上程議案は、10日の会議に議事を継続いたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

それでは、また来週9日は定刻より、本会議をもちまして一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。以上です。

午後5時30分散会